

POLICY AND LEGISLATION

政策資料

■卷頭言

「連立政権を支えるということ」 細谷治通

■特 集

- I ガット・農業問題関係
- II 年金改正関係

資 料

- ・1994年度税制改正に関する基本方針（案）
- ・公共工事の入札・契約制度改革への提言（要旨）

2

1994 NO.329

日本社会党政策審議会

90分で読む。 社会新報ブックレット

■お近くの書店でお求めください。各500円（税込）A5判64頁

社会民主主義を読む。

- ◆これまでの社会民主主義・これからの中道民主主義=住沢博紀
- ◆政権への挑戦・社会党「93年宣言」=作成委員会・筒井信隆
- ◆ミッテランとロカル・フランス社会党戦国史71-93=成沢宗男

市民運動を読む。

- ◆政策提起型市民運動のすすめ・理念編=須田春海 11月20日刊行予定
- ◆社会が育てる市民運動・アメリカのNPO制度=岡部一明
- ◆夫婦別姓・家族をここから変える=福島瑞穂・千葉景子

先住民年を読む。

- ◆リゴベルタ・メンチュウ/先住民族の誇りと希望=上野清士
- ◆国会でチャランケ・二風谷にアイヌとして生きる=萱野茂 滝口亘

分権を読む。

- ◆知事が語るニッポン分権=横路孝弘・橋本大二郎

激変状況を読む。

- ◆金竹小の金と権力=伊藤博敏
- ◆93年激変・連立時代の社会党の選択=高野孟・安東仁兵衛

創憲を読む。

- ◆創憲=山花貞夫・山口二郎・高木郁朗

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い！

入会金●1口1万円。(ブックレットNo.1~22まで計22冊送付します。2冊1000円分と送料が無料になります。)
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。

入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

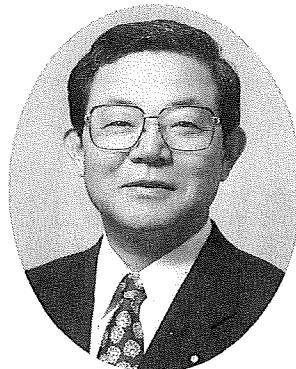
細川連立政権が成立して五ヵ月になる。その間、党の内外から「社会党の姿が見えない」、「連立政権を支えるだけでは、党は埋没してしまう」といった批判が寄せられている。最近の世論調査に表れる社会党支持率の低迷をみれば、国民の多くもそう感じている

言えば済んだんだから」と口を滑らせ痛くお叱りを受けてしまった。それはもちろん、その場で発言を撤回して陳謝したのは当然であるが、私の真意は、政権党の責任の重さと痛さを強調したかったのである。生まれも育ちも異なる与党八党・会派が一つの政権をつく

対し、潰すことはできる。しかし、与党が反対している政策を野党が成立させることは絶対に不可能である」という言葉である。自分たちの理念や政策を実現するために、政権党でなければダメだといふことがあたりまえのことを言っているのである。

先般、社会新報新年号での久保書記長の発言は当を得て、なるほどと思った。「連立政権を組んだばかりに何もかも妥協させられている、と批判されます。私は方向性を見るべく、飛距離で評価すべきではない」と言うんです。我々の目指す方向を向いているなら、一步前進でも評価すべきだ。飛距離は社会党の持つ力によって決まる」と。

卷頭言



「連立政権を支える

という」と

細谷治通

政策審議会副会長

のかもしない。そして、我々、党の国会議員は政治の現場の近くにいるだけになおさら切実に、連立政権と党の考え方の違いの間で悩み苦しんでいるのである。

一般、地元の党員討論集会での国会報告で、私が「最近は苦悩の毎日です。野党の時が気楽でよかつた。党の考え方と違えば反対と

ることになれば、自分の主張に最後まで固執することは許されない。政権はたちまち崩壊してしまう。

まして理念や政策の面で他の党・

会派とは一番遠い対極にいた我が党であれば、距離も落差も大きいのは仕方のないことだ。そこに大きな苛立ちが生じるのである。

「野党は与党の掲げる政策に反対と

だが、政権をとったからといって、直ちに自分たちの思うままにできるというものでもない。それに、手間も時間も必要だし、まして単独ではなく、連立政権ならなおさらだろう。要は自分たちの理念や政策を大事にし、政権の中

にあってねばり強く頑張るしかないと伸びてくると信じたいと思つ。(ほそやはるみち・衆議院議員)

月刊『政策資料』

No.329号

1994年2月号

◆特集Ⅰ ガット・農業問題

中央執行委員会委員長まとめ
内閣総理大臣談話

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の調整案受入れについて
ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に
関する基本方針

緊急農業農村対策本部の設置について
農林水産省ウルグアイ・ラウンド関連国内対策本部設置要領
農業・農村・食糧政策の改革に向けて
ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う農業・農村対策に係る第三
次補正及び平成六年度当初予算編成への緊急答申

15 13 10 9 8 7 6 5 4

◆特集Ⅱ 年金改正関係

連立与党年金改正報告案の解説

年金改正について 年金改正試案

資料

九四年度税制改正に関する基本方針（案）

保育問題についての基本的考え方

病院給食費の患者負担導入問題について

追加的景気対策の重点（案）

公共工事の入札・契約制度改革への提言（要旨）

連立政権の発足以後の成果についてのメモ

政策の焦点

I 公共事業の執行適正化問題について
II 国民本位の税制改革に向けて

茂木 勲
前田恭宏

54 51

42 39 38 37 36 28

26 21

今般合意に達したガット・ウルグ
アイ・ラウンド農業分野交渉では、
十二月七日、コメのミニマムアクセス
スとコメ以外の輸入制限品目等の関

農村対策本部」を設置しすることを
決定した。社会党も、村山委員長を
本部長とする「緊急農業再建振興対

策本部」を設置し、二八日には「農
業・農村・食糧政策の改革に向
け」と題する緊急政策を発表した。

税化移行を内容とするドゥニ・市場
参入グループ議長の調整案の骨子が
示され、細川首相は受け入れざるを
得ないと判断を示した。これを受
け与党各党は党内調整に入った。中

でもわが党は、一貫してコメ・乳製

品などの市場開放に反対してきてお
り、調整は難航を極めたが、十四日

早朝、中央執行委員会と両院議員總

会は、「調整案」受け入れには反対

であるが、ウルグアイ・ラウンドの
成功と連立政権に参加する立場から、

首相の判断を了とする「村山委員長
のまとめ」を了承した。これを受け

閣議は、首相の判断を了承するとと
ても、国内対策に全力をあげるため、

細川首相を本部長とする「緊急農業
細川首相を本部長とする「緊急農業

一九九三・一二一・一四

△ 中央執行委員会

委員長まとめ

一、食料の自給率向上は農政の基本であり、
わが党は一貫してコメ、乳製品などの市場
開放などに反対してきた。最終局面を迎
えたガット・ウルグアイ・ラウンド交渉はド
ウニー議長の調停案が提示された。これは、
われわれのこれまでの方針に照らせば反対
である。

一、しかし、政権交代の実現によつて誕生し
た細川内閣は国民の期待に応えて政治改革
の断行と景気対策の推進に全力をあげてい
る。この政権の安定と政策の展開に党的責
任はますます重大となつてゐる。したがつ
て、今回の農業合意に関する調整案の受入
れについてはウルグアイ・ラウンドの成功

と連立政権に参加する立場から総理の判断を了とせざるをえない。

一、長期にわたる自民党政権のもとで誤った農政が続けられ、農業の疲弊と荒廃がもたらされた。わが党は、厳しい条件下に立たされた日本農業の再建に農民のみなさんとともに再出発する。国民の主食を安定的に

自給し、国土と環境を保全するために欠かすことの出来ない農業を政策的に再整備するための①中山間地域など農業不利地域における所得補給金制度の取り入れ②青年農業就農助成③地域農業振興計画などの法制度及び政策を確立するとともに、農業に従事する人々が生活を向上でき、希望のもてる政策を実現する決意である。

内閣總理大臣談話

一九九三・一一・一四

本日私は、ガットのウルグアイ・ラウンド交渉全体が妥結するとの前提の下に、農業交渉の調整案を受け入れる決断をいたしました。これにより、コメ以外の農産物については、関税化することとなりますが、コメについては、関税化の特例が認められることとなります。

このような結果は、遺憾ながら我が国の主

張のすべてが取り入れられているわけではないものの、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功、ひいては世界経済の発展及び自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点から、ぎりぎりの決断を下さざるを得なかつたことについて、国民各層のご理解を得たいと存じます。

この結果、我が国農業は新たな国境措置の

下において、内外ともに一段と厳しい環境に置かれることになりますが、農家の方々に不安や動搖をきたさないためにも、万全の国内対策を講じてまいります。私は、我が国農業がこうした環境に耐え、その体質を一層強化し、魅力ある産業として確立されるとともに、農業の持つ国土・環境の維持や地域経済の安定といった多面的機能が十分に発揮されるよう、今後、最大限の努力を惜しまない決意であります。こうした考え方の下に、私を本部長とする関係閣僚による緊急農業農村対策本部を設置し、今後の農政の推進に全力を尽くす所存でありますので、国民各層の御理解・御協力を切にお願い申し上げます。



ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の調整案受入れについて

本日、十二月十五日のガット・ウルグアイ・ラウンドの最終期限を控え、総理は、交渉全体の妥結を前提として、農業交渉の最終合意文書の調整案について、これを受け入れる決断をされました。

総理としては、この調整案は我が国の主張の全てを取り入れているわけではなく不満はあるものの、各国の対立する意見を踏まえ、関係者の努力により調整してきた結果として最終のものと理解しなければならないこと、また、我が国は、自由貿易体制の下で経済的発展を遂げ、今後とも世界経済発展のために重大な責務を負っていることなどを踏まえ、総合的な判断をされたものと理解しております。

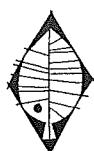
また、併せて、総理本人が本部長となつた関係閣僚による対策本部を設置し、今後の農

業の振興と農村の活性化に万全を期するとの決意表明がありました。

私としても、農政を預かるものとして、八月の就任以来、ウルグアイ・ラウンドの農業交渉への対処を最重要課題として取り組んでまいりましたが、今回の調整案はミニマム・アクセスの加重やコメ以外の関税化といった点で我が農業にとってまことに厳しいものであると認識しており、これを受入れた場合の影響や農家を始め関係の方々の痛みや懸念を十分に念頭において、我が国の国益にかなう途は何かといった観点から今日まで熟慮に熟慮を重ね、ぎりぎりの検討を行つてまいりました。その結果、本日の総理のまさしく苦渋の決断に従つて、総理とともにこの難局に立ち向かっていく決意を致したところであります。

今後は、総理談話にもありますように、我が国農業の体質強化を始めとする国内対策に万全を期する覚悟であり、関係者の声を十分お聞きしながら、農家の方々の不安を解消し、農業・農村の将来展望が拓けるよう、その具体化に最大限の努力を傾注する所存であります。

最後に、七年の長期にわたる交渉の過程で、全国の農業者を始めとする多くの関係者の方々から力強い御支援をいただきましたことに對し、深甚なる感謝を申し上げます。皆様の御支援のお陰をもちまして、今回受けられる新しい国境措置も当面相当程度高い水準が確保されるものになると考へております。今後は、心機一転、新しい国際ルールの下で、農業を魅力ある産業として確立していくことが課題であり、そのため私としても最大限の努力を惜しまない決意であることを表明するとともに、農業の体質強化は必ずや国民全体にとっても大きな利益をもたらすものであることについて、皆様方に特段の御理解をお願いする次第であります。



ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針

〔閣議了解〕

2 ラウンド合意の実施時期までに、上記の意見も踏まえつつ、新たな国境措置の下での生産・流通体制の整備、農業の体質強化、地域活性化対策等ラウンド合意の実施期間を通じた所要の対策につき、別紙の対策項目に沿って検討し、その具体化を図るものに、所要の法律制度の改正等を行うものとする。

し、加えて、この合意の実施に伴い生ずる農業・農村及び関連産業の諸問題について、下記により、所要の措置を総合的かつ的確に講ずるものとする。

以上を強力に推進するため、内閣総理大臣を本部長とし関係閣僚を構成員とする「緊急農業農村対策本部」を設置する。

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

政府としては、この農業合意の受入れが農業に携わる人々にもたらす影響を最小限に食い止め、その不安を払拭し、安んじて営農にいそしむことができるようとともに、我が国農業の将来展望を切り拓いていくため、農業の多面的機能にも留意しながら、先に策定された「新しい食料・農業・農村政策の方針」に即して二一世紀に向けた農業構造を早期に実現すべく、関連諸制度、諸施策について、引き続き格段の充実、推進を図ることとする。

記

3 2の対策は、ラウンド合意の実施のため必要となることにはかんがみ、その実施に当たっては、地方公共団体を始めとする関係方面的協力を求めつつ、政府は一体となつて対処し、万全を期するものとする。

2

農産物の需給・価格対策

を推進する。

コストの低減を図る。

新たな国境措置の下で、乳製品、でん粉等に生ずる影響を最小限に食い止めるため、需給調整対策及び価格安定対策の見直し・充実を行う。

「新しい食料・農業・農村政策の方向」に沿った農業の体質強化対策

(1) 新たな国際環境の下で、担い手の確保も含め、効率的・安定的な経営体の育成等を通じた望ましい農業構造が実現されるよう、農家負担に配慮しつつ、大区画

は場整備の積極的推進など農業生産基盤の重点的な整備、農地の利用集積の促進、

経営体育成のための総合的な融資制度の充実等による農業の体質強化を加速的に推進する。また、構造再編の円滑化のための経営転換等条件整備を行う。

(2) 國際競争の強まりに対応するため、資本設備の充実・合理化、新技術の導入等による生産性の向上を図る。

4 地域活性化対策
農業の生産条件が不利な中山間地域等影響の集中する地域においては、就業機会の確保、官農条件の改善、環境保全に配慮した農業の推進、さらには定住条件の整備等農業・農村の活性化のための総合的な施策

加工・流通対策

新たな国境措置の下で、輸入の増大、原 料事情の変化等によって影響の生ずる農産加工業の再編・合理化を推進するとともに、効率的な流通システムによる農産物の流通

その他、国際環境の変化に対応した国内農業の新たな展開を図るため、所要の措置を講ずる。

一九九三・一一・一七

緊急農業農村対策本部

の設置について

〔閣 議 決 定〕

席する。

また、本部長は、必要があると認められるときは、関係者に出席を求めることができる。

1 「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成五年一二月一七日閣議了解）に基づき、内閣に、緊急農業農村対策本部を設置する。

3 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。

2 本部の構成員は別紙のとおりとする。なお、内閣官房副長官（政務及び事務）が出

4 本部の庶務は、農林水産省の協力を得て
内閣官房が処理する。

5 前各項目に定めるもののほか、本部の運
営に關し必要な事項は、本部長が定める。

(別紙)

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官
本部員 農林水産大臣
 総務庁長官
 経済企画庁長官
 科学技術庁長官

一九九三・一二・一七

農林水産省ウルグアイ・ラウンド 関連国内対策本部設置要領

環境庁長官
沖縄開発庁長官
国土府長官
外務大臣
大蔵大臣
文部大臣

厚生大臣
通商産業大臣
運輸大臣
郵政大臣
労働大臣
建設大臣
自治大臣

環境庁長官
沖縄開発庁長官
国土府長官
外務大臣
大蔵大臣
文部大臣

への適切な対応も含め、今後の農林水産政
策を積極的かつ強力に推進することとし、
農林水産省ウルグアイ・ラウンド関連国内
対策本部（以下「本部」という。）を設置
する。

第二 構成

一 本部は、本部長及び本部員をもって構
成する。

二 本部長には農林水産大臣、副本部長に
は農林水産政務次官及び農林水産事務次
官、事務局長には大臣官房長、本部員に
は別表に掲げる者をもって充てる。

第三 本部員会議

一 本部長、副本部長、事務局長及び本部
員をもって本部員会議を構成する。

二 本部員会議は、第一に掲げる諸問題の
把握並びに必要な対策の樹立及び推進に
つき調整を行うものとする。

第四 事務局

一 本部に事務局を置く。

二 事務局の庶務は、大臣官房企画室、林
野庁林政課及び水産庁漁政課において処
理する。

第五 その他

本部の設置期間は、第一に掲げる対策を
推進するために必要と認める期間とする。

附則 この要領は、平成五年二月一七日か
ら施行する。

第一 趣旨
今回のガット・ウルグアイ・ラウンド交

渉の合意の下で、我が国農林水産業及び農
山漁村の振興を図り、その将来展望を切り
拓いていくため、合意に伴い生ずる諸問題

一九九三・一二・二八

農業・農村・食糧政策の改革に向けて

— その基本政策と緊急対策について（骨子）

日本社会党緊急農業再建振興対策本部

職名
農林水産大臣
農林水産政務次官
農林水産事務次官
大臣官房長
大臣官房総務審議官
大臣官房技術総括審議官
経済局長
経済局統計情報部長
構造改善局長
農蚕園芸局長
畜産局長
食品流通局長
農林水産技術会議事務局長
食糧庁長官
林野庁長官
水産庁長官

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉は、自民党農政の失敗によりわが国農業・農村が崩壊の危機にある中で、「ドゥニー調整案」の受け入れが決定された。日本社会党は与党第一党の責任として、今後ますます厳しい条件にさらされるであろうわが国農業・農村の再建と安全な食糧を安定的に供給するために、国際的、国民的合意をふまえて、抜本的な改革を実現するためには力を尽くす決意である。

食糧輸入国の自給への主張はなんらかえりみられなかつた。そればかりか、地球規模での環境問題をはじめ、近い将来、途上国での人口増加、耕地の減少、異常気象等による食糧供給の不安など多くの課題を残したままの終結であった。

日本社会党は、今後、食糧の自由貿易政策の転換をはじめ最終合意の修正など、次期ラウンドに向けて次のように主張し、国際的理解を深める努力を行う。

一 改革の基本課題について

(一) 新しい世界の農産物貿易政策の確立に向けて
ガット・ウルグアイ・ラウンドにおける農業交渉は、食糧輸出国の利益が最優先され、

- 1 基礎的食糧の確保、食糧の安全保障のための非貿易関心事項の承認、
- 2 セーフガードの強化、食糧の安全基準の強化などによる輸入禁止、輸入抑制の承認、
- 3 國連に世界食糧援助機構等の創設により、積極的な国際貢献を果たす。

(一) 「農業・食糧基本法」の制定へ

自民党農業基本法農政の役割は終わり、そ
の延長線上にある「新農政」を抜本的に見直
すべきである。コメのミニマムアクセス受入
れや他の農産物の関税化という新たな事態を
迎え、農業者の将来の不安を解消するために、
生産性向上、規模拡大優先型農政から、環境
保全、日本型複合経営農政への転換を図り、
消費者には安全な食糧を安定的に確保するた
めに「農業・食糧基本法」の制定を図らなけ
ればならない。この基本法には、

- 1 食糧自給率の設定と達成方法、
- 2 食糧の需給調整計画と国境措置、
- 3 農業基盤整備の推進、
- 4 担い手対策を含めた農業経営対策の推進、
- 5 農村基盤整備総合対策の推進などを明記
することも、
- 6 五年ごとに見直しをはかりその実現をは
かる。同時に「食糧備蓄法」「海外食糧援
助法」の実現とその目的の達成をはかる。
このための財政措置としては、関税、農産
物の売買差益などは農業振興のための特定財
源とするほか、改革推進のため当面のG.N.P
比一%水準の予算確保を必要とする。

二 緊急対策について

コメのミニマムアクセス、農畜産物の関税
化という新たな事態に対応して次のような緊
急対策を実施すべきである。

(一) 農畜産物需給、価格対策

1 農業者が展望を持つて意欲的に営農に取
り組めるようゆとりある需給調整、価格保
証制度の堅持と拡充。

2 生産者保証価格の五年間の現行水準維持。

(二) 直接所得補償制度の新設

1 中山間地域など条件不利地域に対する所 得補填金の交付制度の創設

社会党が一二七国会に提出した「中山間地域等農業振興
法案」に基づき、定住化政策とともに平坦
地との所得格差を補填するための交付金を
交付する。

2 環境保全型の農業生産維持所得補償制度

の創設

II 有機農業をはじめ環境と調和した
農業生産の粗放化（輪作畑作経営・酪農粗
飼料生産）や生産を刺激しない生産調整に
対して単位面積（頭）あたり一定額の奨励
金を交付する。

3 田畠輪換の土地改良など生産条件に合わ せた事業の推進

4 農業水利施設の維持管理費の全額国庫助 成

5 中山間地域における農林業が環境保全に 果たしている役割を重視し、農業基盤事業

と森林保全のための投資を拡大し、環境保
全を推進するとともに、農業者の就業機会

を創設する。

6 中山間地域の市町村・農協・森林組合等

が、第三セクター等を組織し、耕作放棄地

・荒廃林地を環境保全のために管理してい

るが、①特別交付金の交付②特別起債等に

より、さらに充実・強化すべきである。

の名のもとに「Cランク」に位置づけてい
るが、これを「Aランク」に格上げし、充
実をはかるべきである。

2 農業生産基盤の飛躍的推進（第四次土地 改良事業の五年間達成）と基幹事業につい ては全額国の助成とし農家負担の軽減をは かる。（収益還元方式、農道、用排水路等 の農家負担を国の負担にする）

(三) 農業基盤整備対策など農林水産関係事 業の拡充強化

1 財政審議会では、農業基盤整備事業など
農林水産業関係公共事業を「生活者重視」

(四) 負債処理対策と農地の流動化

（「負債整理法」の制定）

自民党農政の失敗と新たな事態に対応して
規模拡大のために投資した借入金の償還が困
難な農家に対して「不良債権償却基金制度」

を創設し既往借入金の大幅軽減をはかる。

1 国は基金造成のため積極的な支援を行う。

2 やむなく離農する場合に基金制度を活用

し農地保有合理化法人による農地の買い上

げと意欲ある農業者への長期貸付を行う。

3 農地の集積、賃貸借、受委託の国の支援

の拡充をはかる。

勵災害保障制度の改善

2 農業労働力確保対策のために雇用保険制度の改善

3 農業災害による損失の全額補償、掛け金の国庫負担の増額など農業災害補償制度の改善

は玄米貯蔵とする)
4 他用途利用米制度は廃止する。
5 水田の積極的利用のため飼料米等の開発、支援を行う。

6 ミニマムアクセスによる輸入米は、海外援助米として活用することを検討する。

7 二〇〇一年以降も関税化の受け入れはない。

(八) 農業税制の改革

1 農地譲渡税の特別控除の充実(現行八〇〇万から三〇〇〇万へ)

2 農業生産法人への現物出資の譲渡税の非課税

3 生前贈与を受けた者の農業法人化の場合贈与税の免除

4 輸入自由化等の経営対策として価格変動準備金の創設等税制優遇措置、免除措置

三 主要品目別緊急対策について

(一) 米の充実をはかり

1 新規就農者、農業後継者の一定期間の生活保障制度を創設する。同時に設備資金、當農資金の無利子貸付を行う。

2 農業ヘルパー制度の公的機関での実施

3 高校、大学の農業奨学金制度の創設

(七) 農業者の社会的地位向上対策の推進
1 農業者年金の厚生年金並の改善と農業労

(二) 牛乳、乳製品

1 加工原料乳不足払い制度の維持強化。

2 畜産振興事業団による輸入管理体制の維持強化。

3 国内産乳製品の事業団買入れとゆとりある需給計画の実施、海外援助制度の創設。

4 肉用牛生産者補給金制度の強化=補給金財源の全額国庫負担、仔牛(ヌレ子)、肥育牛に地域ごとに補償価格を設定し価格補填対策の創設。

(三) 牛肉

1 牛肉関税の全額を特定財源化し緊急対策の推進

2 肉用牛生産者補給金制度の強化=補給金財源の全額国庫負担、仔牛(ヌレ子)、肥育牛に地域ごとに補償価格を設定し価格補填対策の創設。

(四) 小麦その他畑作物(でんぶん、雑豆)

1 現行制度を維持強化するとともに、不足払い制度等の創設により生産対策を拡充する。

四 国有林野の積極的整備

財政事情を理由に、林業から撤退方向にある国有林野事業の運営方向を改め、国有林野の積極的整備と農業者の就業機会を創設する役割を担える資金的・組織的体制をつくる。

2 國際化に対応するため果樹園の基盤整備事業の推進

3 果樹の輸出拡大のための条件整備の推進

六 漁業対策について 1 漁港整備、沿岸、栽培漁業の振興、流通近代化、価格対策の推進

以上

五 果樹対策について 1 果樹加工推進のため基金制度の創設

一九九四・一・六

ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う農業・農村対策に係る第三次補正及び平成六年度当初予算編成への緊急答申

連立与党農業農村プロジェクト

- 逐次具体策を打ち出していくこととする。
- (1) 今回の農業合意の実施によつても、
・ラウンド農業合意に伴う国内農業・農村政策について、当面緊急に必要とされる対策及び中長期的な政策推進のあり方の両面から、次の基本的考え方の下に検討を重ね、
- (2) 今回の合意による輸入農産物の増大にとらわれることなく、環境問題への対応や地方分権の推進といった観点にも配慮しながら、政策手段の複合化にも取り組むべきである。
- (3) また、その際、従来の政策の枠組みにとらわれることなく、環境問題への対応や地方分権の推進といった観点にも配慮しながら、政策手段の複合化にも取り組むべきである。
- (4) 今回の合意による輸入農産物の増大に対する安全性の確保に万全の体制をとること等消費者対策に十分な配慮を行うべきである。

1 基本的考え方

当プロジェクトにおいては、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う国内農業・農村政策について、当面緊急に必要とされる対策及び中長期的な政策推進のあり方の両面から、次の基本的考え方の下に検討を重ね、

逐次具体策を打ち出していくこととする。

(1) 今回の農業合意の実施によつても、
・基礎的食糧は最大限自給する」という我が国食料政策の基本的立場が変わるものではない。

また、そのための国及び国民の負担は

2 当面の第三次補正予算及び平成六年度当初予算編成への対応について

ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う国際化の急激な進展に対応するため、右記の

基本的な考え方を踏まえ、第三次補正予算及び平成六年度当初予算の編成に当たっては、

(1) 農業基盤整備を最重要、最重点のアランクと位置付け、公共事業の予算配分を行なう(予算編成方針に明記し、目に見え

る数字で結果を出す事。)べきである。

その際、生産と生活・環境面の複合化といった観点を重視すべきである。

(2) このほか次の点を重点として編成を行うべきである。

ア 中核的担い手、農業後継者に意欲を持たせる対策
イ 農業基盤整備に安心して取り組ませる方策

ウ 中山間地農業を支える農民に希望を与える方策

エ 負債整理など経営テコ入れの方策

オ 林業・木材産業及び水産業の体質強化のための施策の充実

(3) このうち、特に緊急を要する次の項目については、今回策定予定の総合的な経済対策に盛り込むとともに、第三次補正予算においてその実現を図るべきである。

ア 地域経済の活性化と生活環境の整備のみ、生活者重視の観点に立ちつづ、農山漁村の活性化と生活環境の整備のための事業を実施すること。

イ ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う激しい国際化の進展に対応して、次

のような農林水産業の体質強化を早急に進めるための基礎づくり(公共・非公共事業)を進めること。

① 低コスト生産の実現

② 経営の複合化

③ 中山間地域等の活性化 等

ウ ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う激しい国際化の進展に対応して足腰の強い担い手を早急に育成するため、農地等取得資金等農業経営の体質強化に資する制度資金の金利の引下げ等を行うこと。



A5判上製 / 183頁
定価3300円

「主な内容」	
第一部 東北アジア地域協力の意義と課題	なぜ東北アジアか/東北アジア地域統合の意義/東北アジア(地域統合)の可能性
第二部 地域能力の課題	世界経済の再編成と国際経済システムの不安定性/東アジア経済の台頭と課題
第三部 國際分業構造の変化と日本経済	海外直接投資の多様化と課題

東北アジア 地域協力と日本

冷戦終焉と経済発展をめざして

蛇名保彦

冷戦体制が終わり、アメリカの経済的地位が低下する中、世界経済は大きな再編過程にある。最も成長力に富むと同時に冷戦構造のしこりをも残す東北アジア(韓国・北朝鮮・中国・東北地方・シベリア等)の地域協力の重要性を説き明かす労作。

特集

II 年金改正関係

一九九四・一月

連立与党年金改正

報告案の解説

日本社会党年金特別委員会

事務局

社会党の基本視点と評価

3 社会党は改正論議に当たって、老後の所得保障の柱としての年金を公正でかつ信頼できる制度とするために、(1)雇用と年金との連携、(2)六〇歳からの多様な選択、(3)格差の是正、(4)世代間の給付と負担とのバランス、(5)年金財政の長期的安定、の五点を基本視点においた。

経過

1 九四年の年金財政再計算期を迎えて、連立与党政策幹事会は九三年一〇月二十五日「年金改正プロジェクトチーム」を各党二名計一〇名によって発足させた。社会党からは、森井忠良厚生部会長と池端清一年金特別委員長が参加した。

プロジェクトチームは一四回にわたって会合を重ね、一二月二〇日に政策幹事会に報告を提出した（報告書全文は別掲）。

政党主導の政策決定

2 最初に強調したい点は、当チームの議論は、会議の回数が示す通り難航し、白熱したが、連立政権下における政策決定プロセスに新しい局面を開くことができたということである。すなわち、年金という高齢社会のきわめて重要な政策課題について、官僚まかせにしないで政党の責任と主導のもとで決定した。これは官僚一辺倒の自民党政権時代にはほどんど見られなかつた画期的なプロセスである。

4 とくに、焦点である年金支給開始年齢の六五歳への引上げ問題については、高齢者雇用の現状を踏まえれば一九九九年の財政再計算期まで待つて考えても遅くはないということが基本的スタンスであった。六〇歳定年制は予定も含めると九割程度の企業に拡がっているが、いまだに中小企業での普及率は相対的に低く、また、大企業での定年制の空洞化が常態化している、さらには、六〇歳台前半層の雇用は現下の不況の中できわめて厳しい。

しかし、一方では、六〇歳支給を維持した場合、一二〇二五年には厚生省試算によれば保険料率が三四～三五%になると予測されてい

る。これは現在（男子の場合一四・五%）の二・四倍に相当する。今後の出生率がさらに落ちていけば、将来の現役世代の負担はさらに重くなる。

このような事情を総合的に考慮しつつ、かつ、連立与党としての合意形成を大切にして与党としての責任を果たすという立場から改正案のとりまとめに努力した。

5 年金の満額支給は現在の六〇歳から将来（二〇一三年完成）には六五歳にすることを合意したが、六〇歳から部分年金制を導入するなど、前述の五つの改革の視点が大筋において取り入れられたものと評価できる。

但し、社会党が最も強く主張した基礎年金の国庫負担の引上げが実現しなかったことを初め、積み残された課題が多くあることも指摘しなければならない。

年金改正の基本的考え方と条件

6 以下、プロジェクトチーム年金改正報告書（以下「報告書」）の主要点について簡単に解説したい。まず、「I年金改正に当たっての基本的な考え方」と「II年金改正の具備すべき条件」においては次のことを強調している。

(1) 二一世紀においては、「六〇歳引退会」から六五歳までは現役で働くことが普通

になるような「六五歳現役社会」をつくること

をめざし、年金もこうした社会の変化に対応したようにする。六〇歳までは賃金中心による生活、六〇歳からは賃金と年金とを合わせた生活、そして六五歳からは年金を中心とした生活設計を構想している。

(2) 将来の現役世代の負担を、現在の二倍程度の三〇%を超えないようにする。これは医療費や介護費用などその他の高齢社会の進展に伴う社会保障コストの増加が避けられない中では、年金保険料をこの程度に抑制することによって世代間の給付と負担の均衡を図っていくという考えに基づいている。

(3) 雇用と年金の連携を重視し、高齢者雇用の一層の促進を図るとともに、在職老齢年金の改善を図り、働くことによって賃金と年金との合計額が増加するようにし、年金制度も雇用を促進するような仕組みにする。

部分年金

7 満額支給は原則六五歳から

「報告書」は年金支給開始年齢について、満額支給を現在の六〇歳から原則的に六五歳に引上げることを認めた。その引上げのスケジュールは別図の通りである。まず、二〇〇一年に一歳引上げ六一歳とし、その後三年に一歳づつ引上げ、六五歳になるのは二〇一三年となる。

厚生省は当初一九九八年に六一歳とし、二

〇一〇年に六五歳とするとの考え方を示していた。社会党は、この引上げスケジュールは、八九年改正において国会で否決された案であることや、また、一九五四年に五五歳から六〇歳に引上げられた際にも二〇年の移行期間があつたことなどを理由にして、六五歳にするのを二〇一五年とすべきであると主張したが、結果は各党間の合意により二〇一三年となつた。

支給開始時期を、二〇〇一年にすることによって、次々回の財政再計算期の九九年にも一度、支給年齢の引上げを議論するチャンスが生まれたことになる。それまでに六〇歳台前半層の雇用環境が整備されていなかつたり、また、基礎年金の国庫負担の引上げが行われたりすれば年齢引上げを再考することができる。

部分年金

8 満額支給は原則六五歳とされたが、六〇歳から六四歳までの間でも各人の事情や希望によって、一定の年金を受け取り、多様な選択による生活設計ができるよう弾力的措置がとられることになった。

その第一は、六〇歳から六四歳までの間の部分年金の給付である。その額は、現在六〇歳から支給されている「特別支給の老齢厚生年金」のうちの報酬比例部分相当分である。

仮に、八九年改正モデルであてはめて「部分年金」の水準を計算した場合、一〇六九〇〇円（満額年金の五四%相当）となる。

なお、希望者には老齢基礎年金の繰上げ減額もプラスして貰える道も開かれた。その減額率は現在の国民年金の四二%（六〇歳支給の場合）というような酷なものではなく、二〇〇一年時点での最新の生命表に基づく率（たとえば三五%）とすることが明記された。

部分年金の受給者は、六五歳になれば満額年金をもらえる。この点が、終生、減額されたままの低い年金しか受け取れない繰上げ減額年金制度とは決定的に異なる。但し、希望して減額された老齢基礎年金を受け取った人はその部分だけはずっと減額されたままとなる。

四五年以上の中長期加入者等には
六五歳前から満額支給

9 原則六五歳支給と言つても、中には長年働きつづけなお六五歳まで働き続けることが困難な人もいる。こうした人には、六五歳以前にも満額年金の受給権を与えるべきであるという考え方から、たとえば四五年以上厚生年金の加入者であった人には、六五歳前から満額年金を支給することにした。

中卒者であれば六〇歳から、高卒者であれば六三歳から満額年金が受け取れる方法を検

討することにした。また、障害年金受給者の中で働いている人達がいるが（多くは三級の障害厚生年金）、これらの人々にも六五歳以前から受給できる道を開いた。

在職老齢年金の改善

10 老齢年金は退職した場合に受給するのが原則であるが、六〇歳から六四歳までの間、働いている場合であっても一定額（月額二五万円）以下の人については、賃金額に応じて、二八割の年金が支給される制度が現在の在職老齢年金である。

しかし、現在の在職老齢年金には、使用者が安い賃金で高齢者を雇用する手段として使われたり、あるいは賃金が増えてもその分年金の支給停止割合が大きくなり、賃金と年金との合算額が増えず、六〇歳台前半期の雇用意欲を削ぐことになるなどの問題がある。

例えば、満額年金が二〇万円もらえる人の場合、賃金が一〇万円だと年金は七割支給の一四万円で合計額は二四万円、賃金が一五万円だと年金は五割支給で合計額は二五万円、二〇万円の賃金だと年金は三割支給で合計額は二六万円、というように賃金が増えても合計収入にはさしたる変化がない。賃金が二五万円だと年金はゼロだから、賃金が二〇万円の場合の合計収入と逆転する。こうした仕組みを改善し、働くことによって総収入が増加

するよう年金を雇用促進的に改めることとした。

(1) 11 年金額と賃金との合計が一定額になるまでは、年金と賃金の調整は行わず、併給する。但し、在職者には少なくとも二割の年金を支給停止する。

(2) 12 一定額を超えた額について賃金の増分の二分の一相当額の年金を支給停止することとし、年金と賃金の合計額は増加していく仕組みとする。

(3) 12 年金が全額支給停止となる現行の上限（二十五万円）を平均的な給与水準程度までに引き上げる。

(1) 在職者の年金を二割カットした上で、残りの年金と賃金の合計額がたとえば二〇万円に達するまでは残りの年金はカットせずに支給する。

(2) 賃金二〇万円、年金二〇万円のケースの人の場合、賃金の増え方と年金との合計額との推移を見ると（年金はまず二割カットの一六万円）、

（二〇万円+一六万円）-二〇万円=一六万円でその二分の一相当額の八万円の年金が支給停止になるので合計額は二八万円。

賃金が二五万円になると五万円ふえた分の二分の一、すなわち、二・五万円の年金がさらに支給停止になり年金は五万五千円になるが、合計額は三〇万五千円。賃金が三〇万円の場合には同様の計算式で一三万円の年金は支給停止になるが合計額は三三万円となる。

このように賃金が増えれば、年金との総収入が確実に増えていくシステムに改めることになった。

(3) そうして、年金が全額支給停止になるのは平均的な給与水準（現在水準で三四・三五万円程度）とする。

13 労働省が次期通常国会に提出予定の雇用保険法改正の中で、六五歳までの継続雇用、再就職を促進する観点から、六〇歳時点に比べて賃金が相当程度に低下した場合、六〇歳以降支払われた賃金の一定率（原則二五%）が高齢者に「高年齢雇用継続給付」として支払われる制度が検討されている。この高年齢雇用継続給付と年金との関係をどうするか。できるだけ年金の調整幅を小さくする必要がある。

遺族年金などの改正

14 「報告案」の中では個別的な改正が盛り込まれている。

（障害年金の改善）現在の障害年金は二級障害の場合で「老齢基礎年金」プラス子どもの加算程度で極めて低い水準である。これで満足な生活が送れないことは明らかであり、その大幅な改善が必要である。

15 共働きの妻の遺族年金に関する併給調整の緩和）共働きの妻で夫が死亡した場合には、自分の老齢基礎年金と老齢厚生年金か、それとも自分の老齢基礎年金と遺族厚生年金（夫の老齢厚生年金の四分の三）かのいずれかを選択することになっている。女性の被保険者が期間が、男性に比べて短いことや賃金が低いために、遺族厚生年金の方を選択するケースが多い。それに伴って女性が拠出した保険料に見合う老齢厚生年金の受給権を放棄せざるを得ないという問題が生じている。なんらかの形で両方の年金を受給できるようにしようとする改正である。

16 へ遺族基礎年金等の子の加算についての年齢要件の緩和）これについては社会党が改正案を議員立法として参院に提出してきた経過があり、われわれの主張が実現する運びとなつた。内容は、加算される子の年齢要件が現在「一八歳未満」となつており高校在学中の給付が打ち切られる現状を改め、「高校卒業まで」は給付を継続しようとするもの。同じ

ことは、児童扶養手当などその他の給付にも適用され、母子家庭や交通児を抱える家庭にとつては朗報となる。

17 その他、育児休業期間中の保険料（本人負担分）の免除や被保険者に対する貸付制度の拡充、老齢福祉年金の所得制限の改善などが盛り込まれている。

18 また、沖縄の厚生年金の本土との格差はある（九〇年度末で年額平均五〇万円の格差がある）や、九四年一〇月分までの五年間も報酬比例部分再評価を繰り延べている点や、鉄道共済年金の保険料率（一九・〇九%）が厚生年金や国家公務員連合会（一五・二%）など他の制度に比べ、あまりに高いといった鉄道共済年金制度の改善についても社会党の強い主張により、「重要な緊急の課題」との表現で善処の道筋ができた。

給付の調整

19 「報告案」の中には、「個別的改正事項」として給付の調整や負担の引上げが含まれている。これらは、いずれもが現役世代と年金受給者とに負担と給付との両面で「痛み」を求めるものである。

給付の調整の一つは、ネット所得スライドの導入である。五年毎の財政再計算期の時の

年金水準改正は、これまで名目賃金を基準に

行わってきたが、現役世代との均衡に配慮し、

可処分（ネット）所得に基準を変更しようと

するもの。毎年の物価スライドは現行どおり。

見送られた国庫負担引上げ

20 第二に、雇用保険との併給調整である。六〇歳以降において定年退職した場合、求職の意思がある者に給付される失業給付と退職した者を対象にした老齢年金とが併給され、経過措置を設けることとしている。

費用負担

21 〈ボーナス保険料の導入〉社会党の基本的考え方は、現在の標準報酬月額制を、一時金を含めた年間総報酬制に切り替えることである。その最も大きな理由は、一時金は企業規模によって格差が大きく、一時金を含めた年間総報酬比で保険料負担を見ると大企業はより軽く、中小企業ではより重くなっている。したがってボーナスに保険料を導入し（当面は一%。労使折半）、むしろ毎月の保険料を抑制しようとするもの。

22 〈保険料の上げ幅の見直し〉前回改正では五年ごとに二・二%保険料を引上げることになつたが、これを三%以内に上げ幅を改定し

ようとするもの。

筋が不明確であり、今後、税制抜本改革や財政構造の改革などの議論と並行しながら、引上げを実現していかなければならない。第二

ミニマム年金に改革するためにはその財源は税方式を基本とすべきであるとの主張を従来から行ってきた。とくに、国民年金の第一号被保険者のうち保険料滞納者や免除者数が四人に一人に達するという基礎年金の空洞化が進んでいる状況を開拓するためには、基礎年金の国庫負担率を現在の三分の一から三分の二に段階的に引き上げることが必須の条件である。

24 しかし、「報告案」の中では具体的な提案を盛り込むには至らず、「連立与党として直ちに検討に着手すべき重要な課題」であるという認識に終わっている。われわれは、引き続き国庫負担引上げ問題については、税制改革の議論と並行しつつ、実現に向けて努力していきたい。

残された課題

以上見てきたように、「報告案」は、おおむね国民の理解を得られる内容ではないかと思われるが、なお、今後の課題として次の二点が残されていることを明確にしておきたい。

（注）以上の「解説」はプロジェクトチームで確認されたものではなく、あくまでも社会党事務局の理解によるものである。

〈年金支給開始年齢の引上げのスケジュール

（男子）

生年月日	年齢
1941. 4. 2 ~ 1943. 4. 1	61歳
1943. 4. 2 ~ 1945. 4. 1	62歳
1945. 4. 2 ~ 1947. 4. 1	63歳
1947. 4. 2 ~ 1949. 4. 1	64歳
1949. 4. 2 ~	65歳

に、次回の財政再計算期の際に、二一世紀を展望した高齢者の雇用状況や基礎年金の国庫負担引上げによる保険料の抑制効果等を勘案して、年金支給開始年齢の引上げスケジュールを再検討することが法的に確認されるべきであろう。

社会党案と連立与党プロジェクト案との対比表

改正項目	社会党案	プロジェクト案
支給開始年齢の開始時期	2003年(平成15年)から61歳とし、3年毎に1歳引上げ、2015年に65歳。 1999年の財政再計算期に、雇用の進捗状況を見て改めて検討する	2001年に61歳とし、3年毎に1歳引上げ、2013年に65歳。 言及なし
60歳台前半の弾力的な措置	部分年金(「別個の給付」) ・給付額は、報酬比例部分相当額 + 加給年金額相当額 42年加入の弾力的な措置(60歳満額支給) (42年とは高卒者は60歳支給) また、障害者は60歳から満額支給	部分年金(「別個の給付」) ・給付額は、報酬比例部分相当額 ・希望する者には、老齢基礎年金の継上げの併用 ・加給年金については「強い意見があった」と付記 45年加入の弾力的措置。 (45年とは中卒者は60歳から、高卒は63歳) 障害者にも配慮。
個別の改正事項	在職老齢年金制度の改善 共働きの妻の遺族年金の併給調整の緩和 障害年金の改善 遺族基礎年金等の子の年齢要件の緩和 育児休業期間中の保険料(本人負担分)の免除 被保険者に対する貸付制度の拡充(教育、介護) 沖縄厚生年金の格差是正 鉄道共済年金の改善 老齢福祉年金の所得制限の改善 高齢障害加算	同左 同左 同左 同左 同左 同左 「重要かつ緊急の課題」 「重要かつ緊急の課題」 老齢福祉年金の所得制限の改善 高齢障害加算
給付の調整と費用負担	ネット所得スライドの導入 最終保険料負担を30%に抑える ボーナス保険料を導入する	雇用保険との併給調整(経過措置を設ける) 同左 同左 同左 保険料の上げ幅の見直し
国庫負担の増額	基礎年金の国庫負担率を1/3から2/3に引上げる。年金一元化(95年)で結論を得る	「連立与党として直ちに検討に着手すべき重要な課題」
高齢者雇用	一定の高齢者雇用率を設定したメリット保険料の導入 高年齢者雇用安定法の見直し(65歳継続雇用の促進) 高年齢雇用継続給付の創設等雇用保険法の改正	「意見があったことを付記する」 同左 同左

一九九三・一一・一〇

年金改正について

年金改正プロジェクトチーム

(個別的改正事項)

- ・ネット所得スライドの導入
- ・雇用保険との併給調整（経過措置について配慮）
- ・ボーナス保険料の導入

(3) 以下の事項については、政府において次期改正での対応を検討するものとする。

・共働きの妻の遺族年金に関する併給調整の緩和

・遺族基礎年金等の子の加算についての年齢要件の緩和等、遺族年金・障害年金の改善

・育児休業期間中の保険料（本人負担分）の免除

・老齢福祉年金の所得制限の改善

・被保険者に対する貸付制度の拡充（学生の保険料を含む教育等）

・高齢障害加算について

提案する年金方式

- (1) 今回年金改正の焦点である六〇歳台前半の弾力化措置に加え、以下の個別的改正事項については次期改正で実施。
【別紙1】に示すとおり。

- (2) 六〇歳台前半の弾力化措置に加え、以下の個別的改正事項については次期改正で実施。

I 年金改正に当たっての基本的な考え方

(1) 二一世紀の超高齢社会を活力ある長寿社会とし、人生八〇年時代にふさわしい年金制度とする。（「六〇歳引退社会」から「六五歳現役社会」へ）

(2) 現行制度のままとした場合、平成二七年（二〇二五年）の最終保険料率は三四・三五%程度になると見込まれる。

従って、将来の現役世代に過重な負担となるないよう、最終保険料率を少なくとも現行の二倍程度の三〇%を超えないようにする。

(3) 雇用と年金の連携に配慮し、雇用政策において高齢者雇用の一層の促進を図ることにも、年金制度も雇用促進的な仕組みに改める。

(4) 世代間で均衡のとれた給付と負担の仕組みとし、後代負担を過重なものとしない。

II 年金改正の具備すべき条件

(1) 雇用と年金の連携を図りつつ、六〇歳台前半においては、六〇歳から賃金とあわせて生活を支える年金を支給し、六五歳以降は、年金を中心とした生活設計が行える体制を確立する。

(2) 高齢者雇用安定法や雇用保険法の改正等により、希望すれば少なくとも六五歳まで働き得るような社会の仕組みをつくり上げる。

(3) 働くことを希望する高齢者が多い状況も踏まえ、年金制度においても、雇用促進的になるよう在職老齢年金の改善を図り、働くことによって総収入が増加する方途を講じる。

(4) 世代間で均衡のとれた給付と負担の仕組みとし、後代負担を過重なものとしない。

IV 国庫負担の考え方

国庫負担については、将来の保険料負担増を考えた時に、基礎年金財政の安定的な運営を図るために、給付と負担の在り方や財源をどのように確保するかという議論も踏まえ、連立与党として直ちに検討に着手すべき重要な課題である。

V 財政効果

財政効果の計算結果は、【別紙2】に掲げたとおりであり、六〇歳台前半の弾力化措置と個別改正事項等を実施し、保険料率の引上げ幅の見直しを行うことにより、最終保険料率は三〇%をこえないようにするものとする。

VI 高齢者雇用の促進等

(1) 高齢者雇用促進のため、六五歳までの継続雇用対策の強化を図るための高年齢者雇用安定法の見直し及び高年齢雇用継続給付の創設等の雇用保険法の見直しを行う。

なお、一定の高齢者雇用率を設定したメリット保険料方式を導入すべしとの意見があつたことを付記する。

(2) 沖縄の厚生年金の改善及び鉄道共済年金の見直しについては、重要かつ緊急の課題である。

【別紙1】

提案する年金方式

- 60歳台前半期の年金の弾力的な措置を中心として -

1. 提案する方式とその理由

(1) 60歳台前半の期間については、21世紀の高齢社会においては賃金と年金を中心として生活を支える期間としていく。

(2) この期間の年金については、雇用促進的なものとし、65歳以降の老後生活の保障の中心である年金とは別個の給付として構成する。

(3) 「別個の給付」は、現在60歳から支給されている「特別支給の老齢厚生年金」の一定部分（報酬比例部分）とする。

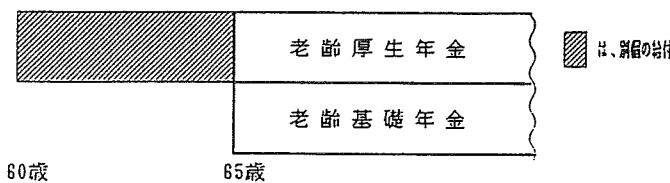
なお、「別個の給付」については、報酬比例部分に加給年金相当分を加えるべきとの強い意見があったことを付記する。

(4) この方式によれば、65歳以降の年金は、減額されることなくそのまま支給されることとなる。

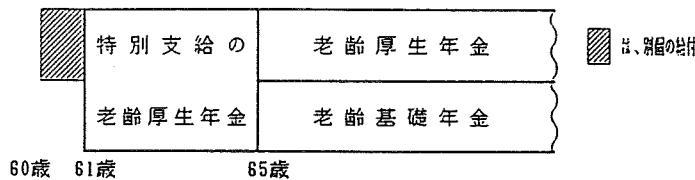
なお、「別個の給付」のほか、受給者の多様なニーズに応じられるよう、希望した者には老齢基礎年金の繰上げを併用する制度も取り入れるものとする。この場合の減額率については、「別個の給付」の実施時期における最新の生命表に基づく減額率を用いることとする。

(参考)

○ 完成時の姿 [平成25年(2013年)以降]



○ 中間的な姿 [平成13年(2001年)]



【仮に元年改正モデルであてはめて「別個の給付」方式を計算した例】

完成時の姿 [平成25年(2013年)以降]

60歳～64歳	65歳以降
106,900円 (54%)	198,700円 (100%)

元年改正モデル年金(35年加入夫婦)
うち夫分のみ 216,400円(5年度価格)
 198,700円()

2. 例外的措置について

60歳台前半については、雇用の促進を図り、賃金と年金を組み合わせて生活設計を行っていくことを基本とするが、65歳現役社会になってもなお働くことが著しく困難な者（例えば障害者、45年以上の長期加入者）については、65歳前において現行の特別支給の老齢厚生年金額相当の年金を支給する途を残す制度の具体化を検討するものとする。

3. 導入の時期

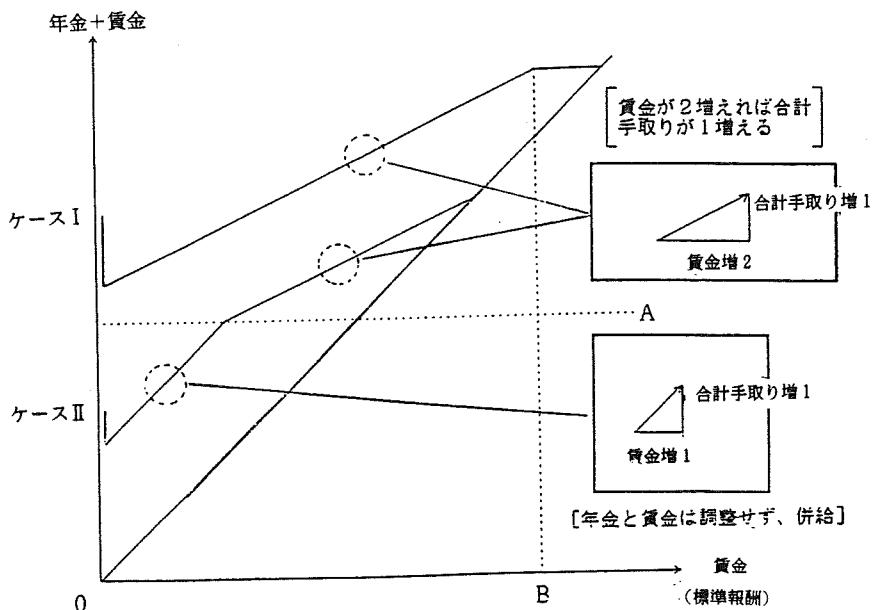
「別個の給付」は、平成13年(2001年)から60歳からの1年間分導入し、以降3年ごとに1歳分ずつ拡大する。60歳から64歳まで完全に「別個の給付」に置き換わるのは平成25年(2013年)となる。

4. 在職老齢年金を雇用促進的なものにしていく方策

- (1) 60歳台前半の賃金と年金を調整している現行の在職老齢年金制度は、雇用阻害的な機能を果たしており、その改善が強く望まれている。
- (2) 現行の在職老齢年金制度及び今後導入されることとなる60歳から64歳までの「別個の給付」における賃金との調整システムは、働くことによって総収入が増加するよう雇用促進的に改める。
- (3) 具体の方策については、次頁のとおり。

[在職老齢年金を雇用促進的なものとするために考えられる仕組み]

- (1) 年金額と賃金との合計が一定の額(下図の點A)になるまでは、年金と賃金の調整はせず、併給する。ただし、在職者には少なくとも2割の年金を支給停止する現行制度を踏襲する。
- (2) 一定額を超えた額について賃金の増分の1/2相当額の年金を支給停止することとし、年金と賃金の合計額は増加していく仕組みとする。
- (3) 年金が全額支給停止となる現行の上限（賃金月額25万円）を平均的な給与水準程度までに引き上げる。(点B)



【別紙2】

改正事項とその財政効果

1. ネット所得スライド……報酬比例部分について、ネット所得の動向に応じた再評価を行う。

⇒ $\Delta 2\%$ 程度

2. 雇用保険との併給調整……失業給付が支給される場合、厚生年金の支給を停止する。

⇒ $\Delta \frac{1}{4}\%$ 程度

3. ボーナス保険料の導入……ボーナス保険料率1%の場合

⇒ $\Delta 0.3\%$ 程度

4. 在職老齢年金その他の改善

⇒ $+1\frac{1}{2} \sim 2\%$ 程度

1. ~4. の小計 $\Delta \frac{1}{2} \sim 1\%$ 程度

[最終保険料率33~34 $\frac{1}{2}\%$ 程度]

5. 「別個の給付」の導入

⇒ $\Delta 2 \sim 3\%$ 程度

[最終保険料率30~32 $\frac{1}{2}\%$ 程度]

さらに、5年ごとの保険料率の引上げ幅を、仮に3.0%とした場合 ⇒ $\Delta 1\frac{1}{2}\%$ 程度

- 1. 試算は一定の前提に基づき行ったものであり、制度内容や数理計算の諸前提の変更によって財政影響の結果は変動し得るものである。
- 2. 個別事項を複数採り入れた場合の財政影響は、必ずしも個々の影響の単純な合計にならないことに留意する必要がある。

一九九三・一二・九

年金改正試案

日本社会党

II 改善措置

- 3 加入四二年以上の者や障害年金相当の障害者に対する年金を満額で保障する。
- 4 上記については、一九九九年の財政再計算時に、雇用の進捗状況を見て改めて検討を加える。

I 支給開始年齢

1 六五歳支給開始年齢繰り延べ計画を一九八九年改正案より五年間先送りし、二〇〇三年度より六一歳とし、二〇一五年より六五歳とする。

(一〇〇三年度に一歳引上げ、以降三年毎に一歳引上げて二〇一五年度に六五歳とする。)

2 六〇～六四歳の間にについて、老齢厚生年金（報酬比例部分および加給年金）相当額の特別年金を支給するものとする。

〔参考〕

□ 平成元年改正モデル年金
(昭和四年度生まれ - 平成五年度価格)
三年加入夫婦 一一六、四〇〇円
うち夫のみ 一九八、七〇〇円

一九八、七〇〇円

本人の報酬比例部分相当額	一〇六、九〇〇円
妻の加給年金相当額	一七、七〇〇円 (五四%)
計	一一四、六〇〇円 (五七・六%)
□ 給付水準適性化完了後のモデル年金 (※実際に近い)	
(昭和二一年度以降生まれ - 平成五年度価格)	
五年加入夫婦 一六八、二〇〇円 うち夫のみ 一三七、五〇〇円	
本人の報酬比例部分相当額	八三、七〇〇円 (六一%)

III 給付

- 1 在職老齢年金については、年金と賃金の合計が賃金の上昇に応じて増加する仕組みに改善する。
- 2 障害年金の改善
- 3 遺族基礎年金等の子の加算についての年齢要件の緩和
- 4 遺族基礎年金等の子の加算についての年齢要件の緩和
- 5 沖縄厚生年金の改善
- 6 被保険者に対する貸付制度の拡充（教育資金、介護資金）
- 7 育児休業期間中の保険料（本人負担分）の免除、但し期間は通常
- 8 鉄道共済年金の見直し

名目賃金（標準報酬）の伸びに応じたスライド方式とする可処分所得スライド制を導入

する。

IV 費用負担

- 1 高齢化のピークを迎えても、保険料負担は三〇%以下に抑える。
- 2 ボーナス保険料を導入する。（健康保険の料率と同じ一%）
- 3 一定の高齢者雇用率を設定したメリット保険料方式を導入する。

V 国庫負担

揺るぎない基礎年金制度を確立し、年金保険料の上昇を抑えるため、基礎年金への国庫負担率を現行三分の一から三分の二に引上げることを目標に、公的年金二元化の段階（一九九五年）までに結論を出す。（法律に明記）

VI 雇用政策

1. 高齢者雇用安定法の見直しを進め、六五歳継続雇用対策の強化を図る。
2. 高年齢雇用継続給付の創設等、雇用保険制度の改善を図る。
3. 六〇歳台前半の雇用状況の正確な把握。

月刊社会党

臨時増刊 定価618円(本体600円) 送料61円

21世紀の国連と 安全保障を考える

外交委員会・安全保障委員会
社会党シャドーキャビネット

シンポジウム



冷戦後の世界・アジア・日本の
平和な発展をどう創造するか

好評発売中

第I部 国連改革と日本の国際貢献
久保田真苗 武者小路公秀 功刀達朗 姜尚中
田英夫 吉岡賢治

第II部 アジア太平洋の安全保障と日本の防衛
上原康助 前田寿夫 志方俊之 前田哲男
新村勝雄 北村哲男

日本社会党機関紙局 〒100 東京都千代田区永田町1-8-1
☎ 03(3580)1171

資料



一九九三・一二・二二

九四年度税制改正に関する

基本方針（案）

日本社会党政策審議会
税制調査会



幅な所得減税を断行する。同時にこれは自民党政権の無策によって生じた、九〇年以降の物価上昇に対する物価調整減税の意味も持つものである。したがって、具体的には、課税最低限の引上げ及び税率適用区分の改善等に取り組む。

また、国民生活の向上に資する土地の有効利用を図る等の観点から、土地税制の基本的枠組みを堅持しつつ、必要な見直しを行う。

景気に左右される度合いが大きい地方財政に対しては、地方の自主税源の拡充をめざすことで、その財政構造の改善を図る。

（2）国民の生活や福祉の向上、環境保全推進のための 税制改正

わが党が、シャドーキャビネット時代を通じ、提言してきた課題の実現に向け、生活者優先の福祉・環境政策を推進するための税制改正に取り組む。

具体的には、勤労者の生活向上を図る雇用継続給付の非課税措置等による配慮や、勤労者財形貯蓄の非課税限度額の大幅引上げをめざす。（経過等解説については政策の焦点Ⅱ参照）

また、障害者・高齢者等の自立と社会参加を促すために、障害者・高齢者に対応した施設・設備への課税上の配慮を行うとともに、環境保全の促進を目的とする特別措置も講じる。

（1）景気に配慮した税制改正

速やかで力強い景気の回復のために、個人消費を活性化させうる大

（3）抜本税制改革のための環境整備

不公平税制の是正は、二一世紀を展望した抜本的な税制改革を成し遂げるためにも、まず初めに解決しなければならない課題である。この目標に沿う実効ある措置として、以下の諸問題に不退転の決意で取り組む。

所得の適正な把握のために、納税者番号制度の導入による総合課税化の早期実現を図る。

既得権益化した租税特別措置等の整理を行い、交際費課税の強化、公益法人課税の改善、医師優遇税制の見直しを進めるとともに、マスク等旧非課税七事業の事業税に係る特例措置の見直しに取り組む。

現行の消費税は、不公平税制の最たるものであり、逆進性緩和措置等を早急に講じることとし、改廃も含めた総合的な検討を進める。

また、連立政権の最大課題である政治改革・政治腐敗防止の観点から、常に疑惑的となってきた企業の使途不明金に対する相応の（制裁的な）重課税を行う。

執行面における負担の公平確保と、より高い税収効果を実現するため、国税職員の大幅増員を行う。

1 ■ 五兆円以上の所得減税の断行等

① 五兆円以上の所得減税

雇用情勢の悪化や株式市場の低迷などをみても、景気対策は一刻の猶予も許されない段階に入りつつある。公共投資、金利政策及び先の「緊急経済対策」に盛り込まれた「構造対策（規制緩和・円高差益の還元）」など、景気浮揚に向けた当面の諸施策はほぼ出尽くした感がある。

しかし、景気回復の兆しどころか底割れさえしかねない現状においては、GNPの約六割を占める個人消費を活性化させうる大幅所得減税の実行なくして、速やかで力強い回復は望めない。

また、九〇年以降の物価上昇により生じた実質増税構造の解消

を目的とする所得・住民税の減税、すなわち課税最低限の引上げや、とくに重税感の強い所得階層の税負担軽減を図るために税率適用区分の改善等に取り組まなければならない。納税者に責任のない物価上昇の結果として生まれた税負担増であり、これを解消するための物価調整減税を行なうべき責務を政府は有している。

この観点に立ち、五兆円以上の所得減税（所得税三・五兆円、住民税一・五兆円規模、別紙）を九四年一月から断行する。

② インデクセーション（自動物価調整制度）の創設

これまでのような政策判断による物価調整減税の発想・手法を改め、年次の消費者物価上昇率が五%を超えた場合（累積含む）には、税負担増を自動的に解消するための各種控除及び税率構造の改善を、ルールとしてビルト・インするインデクセーションの導入を検討することとする。

③ 納税者番号制度の導入等

利子所得・株式配当所得や株式譲渡益も含めた資産性所得等に対する適正な税負担を実現できる総合課税推進の有効な手段として、納税者番号制度の早期導入をめざす。

また、現行五段階の税率の簡素化は、総合課税の進捗状況との見合いで行なうべきであり、九四年度制度改革における最高税率の引下げ（現行所得税五〇%、住民税一五%）は見送ることとする。なお、給与所得控除については、必要経費控除というその機能に照らして、控除限度額（頭打ち）を設ける等、給与所得のうち高額部分についての控除を制限・合理化することを検討する。

2 ■ 法人税の改革について

地方税分を含めた法人税の実効税率は約五〇%となつておらず、国際比較の上でも高いのは事実である。租税特別措置及び引当金の見直しなどを通じた課税ベースの拡大を図るなかで、国際水準に近づける取

組みを進める。特にに関しては、スクラップ・アンド・ビルトの原則

の下に、政策目的及び効果の面から精査し、一定期間経過後は延長せざ廃止する仕組み（サンセット方式）の導入について結論を急ぐこととする。引当金は実態に即した改善を絶えず図るとともに、現行の減価償却制度についても償却費負担の状況等を的確に把握し、検討を深める。

以上の課題を踏まえつつ、九四年度改正においては、以下の措置を講じる。

① 交際費課税の強化

企業の支出する交際費は年間六兆円にもものぼり、その五割弱は経費として控除されている。企業の交際費支出は私的経費の付け回しなど不公平の温床となり、公正な取引きを歪める要因とともにになっている。これにメスを入れることは社会的な公平・公正を確保する点からも要請されているのである。したがって、交際費の経費控除については、現行の定額控除枠（資本金一、〇〇〇万円以下は四〇〇万円、五、〇〇〇万円以下は三〇〇万円）は維持するものの、全額損金算入方式を改め、一定割合に止めることで、課税強化を図ることとする。

② 公益法人課税の適正化

公益法人等が社会的に果たしている役割に関しては、十分な配慮が必要なのは論を待たない。しかし、収益事業から生じる所得に対する各種優遇措置は、他の同種の事業に比べて、著しく不公平であるとの世論の批判がある。

その監督の在り方を含め、国民的視点に立った活動実態の検討を深めねばならないと考える。当面は、他の同種の一般事業に対する課税のバランスの観点から、税率を引上げるとともに、寄付金の損金算入限度額（現行三割）を大幅に引下げ、収益事業部分の課税ベースを広げることにより、適切な負担を求めることがあります

3 資産課税（土地税制）の見直し等について

る。

現下の経済状況、相続状況等に適切に対応できる諸措置を講じる。
① 土地譲渡益課税の見直し

土地税制は、土地に関する憲法ともいえる土地基本法の理念（「公共の福祉を優先させる」）の具現化が第一義的に求められしており、そのためにも、長期的・安定的な制度であるべきだ。土地税制の主要な機能としての「土地の有効利用の促進」は、この理念から要請されているのであり、景気対策の土地税制の緩和・見直しなども、基本法の原則を踏み外してはならない。また、土地譲渡益課税の改正の際には、①地価の上昇という開発利益の社会的還元、②勤労所得との課税上のバランス、③法人には相続税がないことの代償措置、といった諸要素を十分考慮しなければならない。

したがって、景気対策を講じる場合にも、本則は維持しつつ、土地の流動化や国民生活の向上に資する土地の有効利用を図るという観点から、租税特別措置の分野で、優良な住宅地の供給・既成市街地の再開発のための譲渡益課税の特例や、企業のリストラ促進のための事業用資産の買換え特例等の検討に取り組むこととする。

② 相続税の改善

個人ストックの蓄積が進み、資産格差がますます大きくなると予測される高齢社会を展望したとき、富の集中を防ぎ、その社会的還元と平等化を目的とする相続税の役割は、今後いっそう重要なになってくる。ただし、大都市圏においては、高い地価の影響を受け、”追い出し税”的な効果が強く働く事例も散見できることから、相続の実態に照らし、生存権的な財産の継承に配慮した負

担軽減措置を引き続き行っていく必要がある。

当面は、生活基盤ともいえる居住用小規模宅地に関する特例減額割合及び配偶者に対する税額控除の最低保障額の引上げを優先する。また、地価高騰期に土地を相続した延納選択者に対する物納への切り替え措置も、緊急避難措置として、例外的に認めることがある。

③ 地価税の堅持

土地に関する税負担の適正・公平の確保と、資産の有利性の減殺を目指して導入された保有税としての地価税の果たす役割は、土地の有効利用を促す観点からもなお重要である。

地価税については、当面は税率を堅持するとともに、本来の税収の使途である土地・住宅施策、減税等への財源充当を図ることとする。

なお、特別措置として、都市計画駐車場、建築物の敷地のうち公衆の用に供されている部分など、公共性・公益性が極めて高い土地については、限定的に負担の軽減を検討することとする。

4 消費税の見直しについて

税制の「生命線」は、透明性に担保された公平・公正にあるといえる。しかし、現行の消費税は、逆進性や国庫不入の問題ひとつをとっても、この理念に程遠い実態にあり、不公平税制の最たるものとなっている。したがって、当面は、以下の諸課題の取り組みを急ぐこととする。

① 逆進性緩和手段の検討

飲食料品の全段階にわたる軽減税率の採用も含め、有効かつ現実的な逆進性緩和措置の検討を進める。

- ② 免税点、簡易課税、限界控除等の実態に即した見直し。
- ③ 納税コストにも配慮した日本型インボイスの検討。

④ これらの課題をクリアした上で、抜本的な税制改革の一環として、その改廃も含めた位置づけや目的税化の是非等、総合的な検討を深める。

5 地方の自主税源の拡充に向けて

地方税における直接税の比率は九〇%に達している。とくに都道府県段階の法人所得課税依存度は四五～四六%（国税では三〇%程度）と群を抜き、景気変動の影響を受けやすい財政構造となっている。過度の直接税依存構造を改善するためにも、税収変動や地域格差が小さい普遍的な自主税源を自治体に組み込むことが求められており、このような改革は、地方分権推進の具体的な手段として必須のものといえよう。

自治体が高齢者福祉等のサービス主体となっている実態に鑑みながら、地方自主税源の拡充・強化は、「活力ある高齢社会を目指す」上でも不可欠であり、今後とも、自治体財政の安定化に寄与しうる税体系の構築に向け取り組むこととする。

6 その他

① 使途不明金の課税強化について

国税庁の調査結果によると平成三年事務年度で把握された使途不明金の総額は五五八億円にものぼっている。いわゆるゼネコン疑惑で問題とされた不当なカネは、使途不明金として捻出されており、この問題は国民感情からも看過しえない。

社会的に不明朗な支出を抑制する観点から、使途不明金に相応の重課税（現行所得課税の最高税率が一つの目安）を行うこととする。

- ② 国民の生活や福祉の向上、環境保全推進のために
- イ 雇用継続給付の非課税化等の課税の配慮

高齢化社会の中で六〇歳定年制がほぼ定着し、さらに六、五歳程度までの雇用継続が求められているが、六〇歳定年後の継続雇用等に際しては賃金額が相当程度低下するのが一般的で、それが継続雇用等に障害となっている。

一方、男女とともに育児と職業を両立させることができるように、一九九二年四月から育児休業制度が施行されているが、同制度をより円滑かつ有効に機能させるため育児休業期間中一定の所得保障措置を講じることが求められている。

このような状況を踏まえ、今般雇用保険制度に雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付）が新設されるが、その趣旨に鑑み、従来の失業給付（求職者給付等）と同様の非課税措置など課税上の配慮を図ることとする。

口 勤労者財形貯蓄の非課税限度額の引上げ

現在、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄については、元本五五〇万円まではその利子等に対して非課税措置が適用される。しかし、安定した老後生活を送るために、公的年金等の他に必要な原資は約一、六〇〇万円、また労働者が新築住宅購入時に必要な自己資金は約一、四〇〇万円ともいわれており、現行の非課税限度額では不十分なのは明らかである。

ハ 障害者・高齢者などの自立と社会参加促進のために

間近に迫る超高齢化社会を展望するまでもなく、ノドマライゼーション（障害者と健常者の共生）の理念が息づく福祉社会づくりが急がれている。

この理念の具體化の一環として、高齢者・障害者等が自立し安心して社会参加できるように、総合的に配慮したと認定され

た公共的な設備や施設については、特別償却制度や特別土地保有税等の非課税措置及び事業所税の減免措置などを講じ、その整備の促進を図ることとする。

二 環境保全のために複数目的を有する公益信託への寄付金控除制度等の適用拡大

現在、寄付金控除などが認められている信託目的は、「自然環境の保全」「文化財の保存・活用」「科学技術の研究への助成」など一〇の目的への金銭拠出とされているが、それぞれ單独的にしか認められていない。そこで「保全すべき自然環境の中に存在する文化財など」複数を目的とする公益信託への金銭拠出についても寄付金控除を認めることとする。（所得税・法人税については、その拠出分を寄付金控除の対象とする。相続税については、計算基礎に算入しない）

③ 登録免許税、不動産取得税の負担の軽減措置について
評価替えに伴う負担の急増に関しては所要の負担の軽減措置を講ずる。

④ いわゆる医師優遇税制の見直し。

⑤ 前年中において「所得」を有しなかった者に係る個人住民税の非課税措置の見直し。

⑥ マスクコミ等旧非課税七事業に係る事業税の特例措置の見直し。

⑦ 住宅ローン控除制度の住民税への適用拡大は、地域社会の費用について広く負担を分かち合うという性格を有するこの税に相応しい措置であることは思われない。したがって、経済情勢の推移に

対応しうる追加的措置としては、従来より採用されてきた固定資産税及び不動産取得税の優遇措置の拡充に関する検討を進める。

⑧ 法人特別税及び自動車の暫定消費税率は、別途財源措置を考慮

しつつ、見直しの方向で検討を進める。

⑨ 国税職員の定員拡充について

わが党の減税案について

総額5兆円規模の減税実現へ

I. 所得税の各種控除及び税率区分の改善案について

1) 課税最低限の引き上げ

① 給与所得控除及び基礎控除の10万円の引き上げ

*パート労働者等の非課税限度額は、この措置で120万円になる。

減税規模は、給与所得控除=6000億、基礎控除=7000億。

② 配偶・扶養・配特の3控除の5万円の引き上げ

減税規模は、2控除計で4000億、配特は1500億。

なお、特定扶養控除は据置きとする。

*所要額の総計は1.9兆円程度となる。

*課税最低限は、現行327.7万円→376.0万円へと引き上がる(48.3万円)

《計算式： $X(\text{収}) - (0.2X + 49.5 + 10) - 0.07X(\text{社会保険料}) - (40 \times 3 + 45 + 50) = 0$ 》

2) 所得税率適用区分の改善

重税感の強い所得層に対する配慮として適用税率の改善を行う。

*減税規模は1.6兆円程度となる。

社会 党 案			現 行		
課税所得 万円	税率 %	控除額 万円	課税所得 万円	税率 %	控除額 万円
~ 400(924)	10		~ 300(709)	10	
800(1247)	20	40	600(1046)	20	30
1200(1668)	30	120	1000(1431)	30	90
2200(2721)	40	240	2000(2483)	40	190
2200(2721) ~ 50	460		2000(2483) ~ 50	390	

() 内は標準世帯の給与収入金額であり、人的控除（基礎45万、配偶者・扶養・配特各40万、特定扶養50万）は215万円とする。

税務の一層の複雑化等に対処しつつ、執行面における負担の公平確保と税収効果の見地から、国税職員について定員の拡充を図る。

7

財源について

所得税減税は短期の特例公債で、住民税の減税部分は当面地方財政を通じて確保すべきものとし、その他の減税措置に対応する部分についても所要の財源手当を行ふこととする。

II. 住民税の各種控除及び税率区分の改善案について

1) 課税最低限の引き上げ

① 給与所得控除の10万円の引き上げ

最低控除額を現行65万円から75万円へと10万円引き上げる。

この最低控除額アップに連動する措置として、所得の多寡にかかわらず、現行方式で割り出した給与所得控除額に、10万円の「ゲタを履かせる」（積み上げる）こととする。

所要額 = 3500億円

減税規模3500億円の計算式は、

$$4200\text{万人}(\text{納税者数}) \times 10\text{万円} \times 8.00\%(\text{標準課税率}) = 3500\text{億円規模}$$

ちなみに、所得税減税の減税規模6000億円の内訳は、納税者数4000万人、標準課税率を15%と置いた。

② 基礎控除の10万円の引き上げ

41万円

所要額 = 4000億円

③ 残りの人的3控除（配偶・扶養・配特）の5万円の引き上げ

各36万

所要額 = 2700億円

（配偶・扶養約2200億円+配特約500億円）

なお、特定扶養控除に関しては、9月の「緊急経済対策」で引上げが決められているが、ここでは41万円（現行36万円）に仮置きする。

* 所要額の総計は1兆円程度となる。

* 課税最低限は、現行280.1万円→341.7万円へと引き上がる(61.6万円増)

2) 住民税率適用区分の改善

重税感の強い所得層に対する配慮として適用税率の改善を行う。

* 減税規模は5000億円程度となる。

社会党案			現 行		
課税所得 万円	税率 %	控除額 万円	課税所得 万円	税率 %	控除額 万円
~200(607)	5		~160(505)	5	
600(1,057)	10	10	550(959)	10	8
600(1,057)~	15	40	550(959)~	15	35.5

() 内は標準世帯の給与収入金額であり、人的控除（基礎及び特定扶養41万、配偶者・扶養・配特各36万）は190万円とする。

所得税・住民税の負担率の比較（夫婦子2人の給与所得者）

		党 減 稅 案			現 行		
万円 給与収入		万円 課税所得	円 税額	% 税負担	万円 課税所得	円 税額	% 税負担
500 (149.5) <35>	所得税 住民税	90.5 115.5	90,500 57,750	1.81 1.16	125.5 155.5	125,500 77,750	2.51 1.56
600 (169.5) <37>	所得税 住民税	168.5 193.5	168,500 96,750	2.81 1.61	203.5 233.5	203,500 153,500	3.39 2.56
700 (179.5) <39>	所得税 住民税	256.5 281.5	256,500 181,500	3.66 2.59	291.5 321.5	291,500 241,500	4.16 3.45
800 (189.5) <41>	所得税 住民税	344.5 369.5	344,500 269,500	4.31 3.37	379.5 409.5	459,000 329,500	5.74 4.12
1,050 (212) <45>	所得税 住民税	568.0 593.0	736,000 493,000	7.01 4.70	603.0 633.0	909,000 594,500	8.66 5.66
1,500 (234.5) <45>	所得税 住民税	1,035.5 1,056.5	1,906,500 1,184,750	12.71 7.90	1,065.5 1,091.5	2,362,000 1,282,250	15.75 8.55
2,000 (259.5) <45>	所得税 住民税	1,510.5 1,531.5	3,642,000 1,897,250	18.21 9.49	1,540.5 1,566.5	4,262,000 1,994,750	21.31 9.97

備 考

- ① () 内は現行の給与所得控除額。なお党案は、この額にそれぞれ10万円オーバーする。
- ② <>内は社会保険料控除額。年収500万円までは7%とし、500万円を超える分については2%を乗じ、45万円で頭打ちとした。
- ③ 人的控除の総計は、
所得税
党案は215万円<40万×3(配偶・配特・扶養)+基礎45万+特扶50万>
現行は190万円<35万×4(基礎・配偶・配特・扶養)+特扶50万>
住民税
党案は190万円<41万×2(基礎・特扶)+36万×3>
現行は160万円<31万×4+特扶36万>
- ④ 配特が適用できる夫の年収限度額は約1230万円とする。

この提案に強く反対するものである。

さる一二月八日発表の、医療保険審議会による建議書、及び同月一五日の老人保健審議会による意見具申によって、病院給食費の一部患者負担化の方向が示された。また厚生事務次官のもとに設置されている保育問題検討会においては、保育所入所手続きへの自由契約方式の導入が検討されている。以下に掲載する二つの文書は、これらの問題に対するわが党の考え方をまとめたものである。

保育問題についての基本的考え方

一九九三・一二・九

日本社会党厚生部会

一 保育所制度については、厚生事務次官のもとに設置された「保育問題検討会」（以下「検討会」と略称）において、年内の取りまとめを目前に現在検討が行われているところであるが、わが党は当該「検討会」が委員のコンセンサスにもとづき、今後の保育制度の改善・充実に向けて公正かつ適切な提言をなされるよう強く期待するとともに、この問題に関する基本的立場を以下のように表明する。

一 先月「検討会」において提示された「保育問題検討会報告書骨子（案）」及び「保育所制度改革案について（案）」の中で、保育所の入所手続きについて現行の「措置入所」に新たに「直接入所」（自由契約方式）を加えた一本建てとし、措置入所に所得要件を持ち込む、との提案がなされているが、わが党は以下の理由により、

(1) 措置制度、すなわち公的保障制度はわが国の保育のみならず福祉制度全体を支える根幹であり、これを縮小・解体することは、児童福祉法にもとづく保育に対する国などの公的責任を後退させ、他の福祉制度にも悪影響を及ぼすこととなる。

(2) 保育制度を二分することは、制度を複雑化し、かえって事務を増大させることとなる。

(3) 所得要件の導入は、親の所得によって子どもを区別するものであり、憲法の原則に照らしても疑問が多い。また「共働き層」の子どもが保育保障の対象から外され、親の負担が強化されることも、結果的に女性の働く権利が阻害される恐れが強い。

(4) 直接入所方式においても公費が導入されることとなっているが、その水準も不明確であり、現行の国庫負担金から補助金への転換によって、国の財政負担義務の縮小及び負担の地方転嫁が行われることが確実である。

一 今後の保育制度の改善にあたっては、保育料負担の軽減、公平化や育休明け保育、延長保育、病児保育など多様な保育サービス需要への対応が課題となっていることは事実であるが、それらが措置制度の解体に結びつけられる必然性はないものと考えられる。わが党は、措置制度を維持しつつ国の保育予算を拡充し、職員配置の改善や施設整備を行うことにより、それらの改善を推進すべきものと考える。

以上

病院給食費の患者負担

導入問題について

日本社会党厚生部会

- 一 医療保険審議会は、一二月八日、病院給食費の一部患者負担化を厚相に建議した。また、これと足並みをそろえる形で老人保健審議会も七〇歳以上の入院患者から給食費を徴収することを検討している。現在診療報酬でみられている一日あたり一、八九〇円の給食費（一八九点）（給食料一四二点、基準給食加算四七点）のうち、総務庁家計調査に基づく食費（材料費）の一日分約八〇〇円を新しく患者負担としようとするものである。
- 一 その意図は、第一に医療保険財政における公費負担分の削減を図るうとするものである。厚生省の説明によれば、給食費の一部患者負担を導入することによる公費負担軽減は年間約一千一百億円（国九〇〇億、地方三〇〇億）である。

- 一 「家においてどのみちかかる経費」を患者に転嫁する「自助努力路線」は、次は寝具、室料等となし崩し的に患者の保険外負担を増大させる恐れがある。これは医療保険の空洞化を招くとともに、「誰でも、どこでも、より良い医療」を国民に保障する国民皆保険制度の根幹を搖るがるものである。
- 一 こうした患者の自己負担増は、受診抑制を招来し、患者の階層化を招き、入院患者の追い出しにもつながる恐れがある。特に老人の

場合、現在は一日七〇〇円の自己負担が一、五〇〇円とほぼ倍増することになる。

一 病院給食は、それ自体「治療」、「リハビリ」の一環であるという側面があり、患者のニーズに対応したサービスに相応の費用を払う、といったことと同列に扱うべきではない。また、病院給食が「はやい、冷たい、まずい」ということも患者の負担化によって解消されるという問題ではない。現在一日一、八九〇円の給食に関わる診療報酬の給付を受けていたながら、その全額を使いつてないという病院も多くあるといわれ、病院給食に対する厚生省の指導がなされていないといった点にも問題がある。

一 審議会は付添看護料やいわゆるお世話料等の不適正な保険外負担の解消等について建議しているが、その具体的な道筋は示されておらず、また相当程度の期間が必要と見られるため、給食費について「個人負担の先取り」のみが実施される恐れがある。

一 わが国の国民一人当たりの医療費は先進国中一六位であり、それは「狭い病室、手薄な看護、貧しい食事」の三悪を生んでいたといわれているが、そのような中でさえ、患者の保険外の自己負担はすでに相当な額に上っており、「いつでも・どこでも・誰でもが安心してかかる病院」という観点からも、現状での患者負担の増大は問題が多い。また、患者の「自助努力路線」は「生活者重視」の細川内閣の姿勢にもとるものである。

追加的景気対策の重点（案）

日本社会党

地を先行取得し、公共用地として有効活用を図る好機であるともいえる。

そこで、住宅都市整備公団、地方住宅供給公社、土地開発公社などが、財政投融資資金を活用して先行取得し、有効活用を図る事業を創設する。国は、これらの機関による個々の土地の有効活用事業が始動するまでの間、金利分を助成する。買上げ価格は実勢価格とする。

こうした事業を創設するための環境整備として、金融機関は不良債権に関する情報の全面的開示などを行う。

2 優良な住宅建設の促進

A 住宅金融公庫融資の積み増し、基準金利適用面積の引上げなど。

・融資戸数の引上げ
概算要求五六万戸→七〇万戸に（九三年度補正後の実績と同じ

水準）
・基準金利適用面積の引上げ。

概算要求 一三五 m^2 →一五〇 m^2 （現行は一二五 m^2 ）
・住宅取得資金に係る贈与税の特例の拡充

現行 三〇〇万円→六〇〇万円

B 定期借地権住宅の振興

土地利用権の活用により、住宅建設を促進する。そのために、

住宅都市整備公団、地方住宅供給公社などが、積極的に開発・分譲するのをはじめ、住宅金融公庫なども積極的に融資する。定期借地権契約を結んだ地主には、固定資産税等を減免する。

1 都市整備のための土地の買上げと、有効活用事業の創設

現在三大都市圏を中心多く土地の流通が滞り、一方、価格はかなり下落してきている。こうした土地は、都心における賃貸住宅建設促進、木造住宅密集地区の整備・改善のための種地の確保、防火施設も兼ねた公共空間の整備、各種福祉施設の整備と福祉の街づくり事業の一體的推進、留学生対策の促進などの用地として貴重なものである。価格が相当程度下落してきている現在は、こうした土

C 特定優良賃貸住宅の積み増し。
概算要求三万戸→五万戸

3

福祉の街づくり事業と福祉施設整備の一體的な推進

特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイケア施設、老人保健施設、ケアハウス等の高齢者福祉施設整備、車椅子でそれ違える歩道の整備、段差の解消、駅施設や歩道橋へのエレベーター設置など。概算要求分を大幅に積み上げる。

一九九三・一二・一六

公共工事の入札・契約制度

改革への提言（要旨）

日本社会党政策審議会
建設部会

九三年三月の金丸日額脱税事件に端を発した、ゼネコン、地方自治体首長の汚職事件などの続発は、公共事業の執行に対する国民の信頼を失わせ、政治不信を増大させている。入札・契約制度の改革を通じて、競争性、透明性の高い公共事業執行を確保していくことは緊急の課題となつたことから、社会党としても、公共事業の入札契約制度の改革問題について、幅広い観点から検討を重ね、入札・契約制度の改革についての考え方を提言した。

1 公共事業の入札・契約制度の見直しに当たっての基本方針

見直しに当たっての基本的な視点

- ①公正な競争による公正な価格の形成を目的とした入札制度の競争性の向上
- ②契約及び契約に至るまでの過程における発注者、受注者間の対等性の向上
- ③入札及びランク付けに関する情報公開を中心とした透明性の向上
- ④談合によらない過当競争の防止と、「指名」に頼らない中小業者の保護育成

2 基本的な枠組みについて

(1) 制限付き一般競争入札制度を確立する。

- i 入札方式は、事前に競争参加希望業者に対しても資格審査を実施し、一定の資格を有する業者に限り入札に参加させる「制限付き一般競争入札」とする。

- ii 「一定規模以下の中小規模の工事について指名競争入札を維持する」ことは、政治腐敗防止の観点から不適当である。
- iii 当面、大規模の工事について「制限付き一般競争入札」を実施する場合も、順次中小工事に至るまで実施するよう改革の基本的な方向及び段階的実施のメドを明示する。

- iv 当面、「指名競争入札」を実施する場合も、自由に指名辞退ができるなど発注者との対等性、制度の透明性を確保し、発注者による恣意的な制度の運用を防止する。
- v 資格審査は、あらかじめ競争参加希望業者を工事種別ごとの工

事の規模・難易度に応じてランクを付した有資格業者名簿に登録することによって行う。

i 一件ごとの工事について、その度ごとに資格審査を行うような「制限（条件）付き一般競争入札」は、入札の透明性及び競

争性の点で問題である。

ii 同等の能力を有する業者間の公平な競争を保障する観点から、客観的に業者の工事施工能力を評価して行う「絶対的なランク付け」に改める。

③ 資格審査の透明性の向上を図るため、発注者は、できる限り具体的な基準を定め、基準及び登録名簿を公開しておかなければならぬ。

i 過去の工事成績の評価など、資格審査は発注者自らの責任で行うことが原則である。また、工事施工能力を審査する上で、工事成績、安全成績、労働福祉の状況などをどのように評価するかなどについては、建設業の構造改善を進める観点から地域の状況に応じた発注者の政策決定が必要である。

ii 中長期的な課題としては、工事成績の評価基準、民間工事の実績の取り扱いなど、各発注者間の統一した資格審査基準を確立する方向で検討が必要である。

iii 地方自治体における財務、行政監査、会計検査院の体制を強化する。資格審査機関の拡充は、統一的な基準の作成が前提。

iv 資格審査の透明性の向上を図るために、審査基準を公開、審査結果を公開しランク付けを一覧できるようにしておくことが最も重要である。

④ 業者を排除、又はランクを下位に変更した場合の理由の開示（不利益なランク付け等がなされたと考える業者が理由の開示を求めたときも同様）、業者による不服申立てを行うことができる、等の措置を講じる。

⑤ 入札・契約の過程を監視し、業者からの異議申し立てや、市民からの談合情報などへの対応、発注者への勧告などを行う入札監視委員会（仮称）が必要。学識経験者によって構成し、審査経過、勧告内容などは公開する。

(2) 公正な競争を確保し透明性の向上を図るための、入札制度の改善を図る。

① 公告・見積期間については、十分な期間を確保し、少なくとも、日米建設協議で特例措置とされた見積期間が、一般的な措置となる程度まで改善する。また、発注者は設計図書、施工条件などの資料を入札参加希望業者に提供する。

② 入札に際しては、a. 入札者の見積根拠を明確にするため、簡単な工事費内訳書の提出を義務付ける、b. 疎漏工事の防止を図るため、手持ち工事の状況並びに配置予定の技術者に関する資料の提出を義務付ける、等の措置を講じる。

③ 過当競争を防止するため、原則として最低制限価格制度を採用、入札回数は一回限りとする方向で見直しを行い、不落札の場合は、改めて設計・積算を行う。

④ 客観的な審査基準の確立などを前提に、最低制限価格を下回ることなく予定価格以下で最低価格の入札をした者を直ちに落札者とすることなく、予定者として審査を行うこととする。

i 工事の履行保証については、工事完成保証人制度は廃止し、履行保証保険や履行ボンドを活用する。疎漏工事の防止、工事の品質保証は、請負契約における瑕疵担保責任を明確化し、厳密な適用を図る。

ii. 発注者側の設計、施工監理能力の向上のために必要な技術職員の養成及び要員の確保に努める。

⑤ 発注者は、入札後、直ちに入札結果を公表、同種の入札結果と

併せて一覧できるよう台帳を整備し、公開する。

止できる。

(3) 競争性の確保と過当競争の排除を目的とした設計・積算方法の改善を図る。

- ① 積算に関しては、民間事業者の積算体系との統一を図る方向で検討を進める。
- ② 一般に粗利が生じないと考えられる工事原価を最低制限価格とすることで、過当競争による原価割れを防止する。

- i 談合が常態化し、これを完全に防止することができない状況にあっては、入札の上限価格としての予定価格制度を維持する。
- ii 入札の上限となる予定価格については、漏洩を防止する。
- iii 積算は最低制限価格を重視すべきである。
- iv 発注者は、談合行為に基づく不当な落札価格と最低制限価格との差額相当額を損害額として、損害賠償を請求する。

- ③ 一定規模以上の工事及び民間の技術開発が著しい分野の工事にあっては、入札参加業者は、施工方法等について独自の提案を行うことができるものとする。
- ④ 設計業務の委託については、特定の建設業者に有利とならないようにする。

3 中小の建設業者の受注機会の確保と育成

(1) 中小建設業者の受注機会の確保に配慮する。

- ① 公共投資は、自治体が行う地域住民の生活に密着した公共施設の整備に重点的に配分し、地域の中小業者が単独で受注可能な規模の工事量を確保することを原則とする。

- i 工事規模別に入札参加資格を制限することで、中小企業が受注することが適当な規模の工事に大手業者が参入することを防

ii 一定規模以下の工事でなければ施工できない中小業者の多い自治体にあっては、該当する規模以下の工事量を確保する。

iii 制限付き一般競争入札によって、不良業者を淘汰し、技術、経営に優れた業者に対して成長する機会を与えることができる。

- ② J.V.については構成企業の自主性・主体性を尊重し、構成企業間の関係が対等となるような中小建設業者同士で組織したJ.V.共同組合の振興を図る。

- i 入札に際して発注者がJ.V.の結成を指定するなどの運用は改める。
- ii 中小業者同士で組織したJ.V.等の振興を図るため、共同体としての工事施工能力が向上した場合、的確にランク付けに反映させる。

(2) 中小建設業者の保護育成に配慮する。

- ① 市場価格の実勢を迅速かつ的確に反映した設計単価の把握に努める。

- ② 発注者は、元請業者との契約に際して、下請けとなる予定の業者名、下請け代金及び支払方法を把握しておく。
- ③ 将来的に「総価・外注価格契約」を導入する方向で、発注者の積算体系を見直す。

- ④ 建設労働者の賃金、掘削残土の処分に要する車扱運賃料金等については、「総価・単価契約」を採用し契約単価を公表するなどの措置を講じる。

4 談合行為の防止と処罰の強化

- ① 会計検査院の体制を強化する。

② 自治体の監査機能を強化し、談合への公務員の関与を防止する。

③ 公正取引委員会を強化する。談合罪の告発を躊躇してはならない。業者に対するペナルティとしては、「入札参加資格の停止」

などの処分に加えて、建設業法に基づく監督処分の強化を図る必要がある。

- ④ 建設業者団体に対する監督を強化し、定期的な会計報告等を徴し、必要な立入り検査を実施する。団体が構成業者から徴収する賦課金・会費等は、定期かつ定額のものに限定、使途を明確化させる。

5 将来の課題

(1) 公共事業の執行の適正化には、工事の工程、品質、費用を管理して、発注者である国、地方公共団体の利益を確保する職能の存在が不可欠である。この職能は、発注者の利益を確保するだけでなく、弁護士や公認会計士のように、より幅広い公益を代表して公共事業の管理に対して社会的に責任を持つことが求められる。

(2) 将来の課題としては、民間において施工者とは明確に分離された形で、発注者の求めに応じて公共工事の設計、積算、管理等を行う職能を確立する必要がある。

- i ただし、現段階においては、CM（コンストラクション・マネージメント）業務の市場開放には、慎重な検討が必要。公的な資格が社会的に信用を得て職能として確立するまでの間は、引き続き発注者側で実施することが適当である。
- ii また、将来においても、発注者は、公共工事の経常的な事業量に応じて一定の工事管理者を確保しておくことが必要である。

一九九四・一・一一、一二
日本社会党第六〇回定期全国大会（総開大会—参考資料）

連立政権の発足以後の

成果についてのメモ

日本社会党政策審議会

連立内閣が発足して五ヶ月がたった。政治改革、景気対策、所得減税、第三次補正予算編成、九四年度予算編成、農業再建策など、細川連立内閣・与党・社会党にとって重要課題への厳しい取り組みが続く中、すでに数えあげることのできる成果もまた多い。

なによりも、政権交代によって、三八年間続いてきた自民党一党支配体制の下で築かれてきた政・官・財のゆきした強固な関係は、いま瓦解しつつあるといってよい。明らかにされるゼネコン各社の闇献金の実態、財界の自民党に対する政治献金の見直し、などなどである。

以下は、社会党が連立政権に参画し、与党第一党の責任を果たすこの間にあげてきた成果の幾つかを取り急ぎメモにしたものである。なお、この他にもある多くの成果については、今後さらに追加していくことにしたい。

* 内閣分野関連

1 「戦争責任」を明確化

① 細川総理は、総選挙後の特別国会における所信表明演説で、「過去の我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたこと」を率直に認め、「改めて深い反省とおわびの気持ち」を内外に表明した。

② 社会党が主張してきた戦争責任と戦後補償問題に関する目標は、
a：戦争責任・侵略責任の明確化、b：日本の犯した著しい人権侵害事件の真相解明、c：その被害に対する謝罪と補償、の三つである。

③ 総理の所信表明は、「侵略行為や植民地支配」の事実と責任を政府の責任者として初めて公式に認めた画期的なものと評価できる。しかし、b及びcについては今後の課題として残されている。社会党は、次の通常国会で立法府としての謝罪決議と調査特別委員会の設置をめざしている。

2 連立与党プロジェクトを設置し「情報公開法」制定を促進

① 社会党はロッキー事件の発覚以降、政官財の癒着構造の打破、行政の透明性の確保、国民参加型の政治を目指し、「情報公開法」の制定を提唱し、九三年六月、第一二六回通常国会に社会、公明、民社、民革連、日本新党、社民連で共同案を策定し、参議院に野党共同で提案したが、解散のため廃案となっていた。

② この間、歴代自民党政府、総務庁は省庁間の根強い抵抗にもあい、消極的な姿勢に終始してきた。

③ 情報公開は連立政権樹立にあたっての与党の合意事項に盛り込まれ、社会党は総務庁予算の概算要求に対する要望項目として「情報を指摘し、その修正を求めた結果、外務省は「訳文変更が適切と考え

公開法」の制定を要求してきた。一方、経済改革研究会（平岩委員会）の最終報告も、規制緩和の実効性をあげるための措置の一環として情報公開の促進を打ち出した。

④ 今後、連立政権は、細川総理の下に設置される行政改革推進本部において、「情報公開法」の制定に向けて大綱の策定などの本格的作業に着手するとみられる。

⑤ 連立与党は各会派担当議員による「情報公開法に関するプロジェクトチーム」を設置、今後の行政改革推進本部の取組みを側面から後押し、適宜、法案の内容についてチェックする体制を整えた。

3 給与法を早期に成立

① 従来、自民党政府は、人事院勧告（八月）を受け給与法改正案の提出について、他の法律案の処理などの政治的駆け引きの材料として使うなど、例年、成立を一二月まで大幅に遅らせるなどを当然とした。

② 連立与党は、こうした悪弊をなくし、法案の早期提出・成立に向けて政府を督促、従来に比べ一ヶ月も早く法案を成立させた。

③ 今後とも人事院勧告から法案の成立まで可能な限り速やかな手続きと審議に努力する。

* 外務分野関連

1 「子どもの権利条約」批准承認の審議で確認

① 社会党は、「児童の権利条約」は適切でないことから「子どもの権利条約」に修正するよう強く主張してきたが、これは受入れられなかった。しかし、これに関連して数カ所、同条約に誤訳のあることを指摘し、その修正を求めた結果、外務省は「訳文変更が適切と考え

たので変更したい」と修正することを認めた。

② 社会党の主張に基づき次の事項を実施していくことを確認した。

- a : 条約正文を正しく翻訳するために、外務省内に「翻訳検討委員会」（仮称）を設置する。b : 法務省は「子どもの権利」オンブズマンに該当する組織を設置する。c : 途上国の子どもの福祉向上のため、九四年予算ODAを拡充する。d : 同条約の批准に伴い、国内の法制行政上の改善について、社会党はさらに関係省庁と協議を進める。この中には、相続における非嫡出子差別撤廃への前向きの対応、少年再審制度の新設、各種学校の定期代の公平化などが含まれる。

* 大蔵分野関連

1 消費税率アップの大蔵省構想に歯止め

- ① 社会党は、所得税減税の財源に消費税率アップを求める大蔵省・政府税調の考えを厳しく批判するとともに、景気対策を最優先する観点から大幅減税の早期実施を強く求めてきた。その上で、逆進性の緩和をはじめ消費税の改廃や高齢化時代に対応する福祉のあり方を含め、改めて国民的な視点に立ち返った税制の抜本的な改革議論の必要性を強く主張している。このような社会党の働きかけが功を奏し、連立政権は政府税調の答申を無定見に受け入れるのではなく、是々非々の見地から、建設的な批判を加えることになった。

- ② 社会党は、先に発表した「九四年度税制改正に関する基本方針」のなかで、当面、五兆円以上の所得税減税の実施（財源は短期の特例公債とする）と、税をめぐる不公平の是正や歳出構造のリストラ等を図るなかで、抜本改革の環境整備を進めていく。

2 九四年度税制改正で不公平税制にメス

自民党政権下において、利益誘導を図る目的で、政策目的を果たしたものかわらず温存してきた租税特別措置等、いわゆる不公平税制の改廃を含む見直しや汚職の温床となってきた使途不明金などの解消へ向けた連立与党政策幹事会は、九四年度税制改正作業の中で抜本的なメスを振るっている。なお、作業の中でも検討の対象になる租税特別措置の項目は、約六〇〇項目にわたっている。

* 文教分野

1 「文化の香り豊かな質の高い生活に係わる社会資本整備」を推進

- 平成五年度第二次補正予算において、「文化の香り豊かな質の高い生活に係わる社会資本整備」として、学校の地域開放に必要な施設や国立大学施設の整備、国立博物館、美術館の施設整備などを盛り込んだ。

2 義務教育費国庫負担制度の堅持で連立与党の合意を形成

- ① これまで一〇年来、自民党政権は、学校事務職員、栄養職員を義務教育費国庫負担制度の適用対象外とし、一般財源化しようとする策動が行なわれてきた。しかし、その都度、社会党が中心となってその狙いを断念させてきた。

- ② 九四年度予算編成では、厳しい財政事情を背景に大蔵省・財政制度審議会が国庫負担の対象職種見直しを検討してきた。しかし社会党の働きかけによって、連立与党の間で義務教育費国庫負担制度堅持の合意がされ、現在、この合意を背景に大蔵、文部、自治の関係三省と精力的に折衝が行なわれている。

(3) その他、学校五日制への早期移行や、教育費の父母負担軽減の必要性についても連立与党文教担当者との間では共通認識が得られつつある。

* 厚生分野関連

1 連立与党の年金改正案まとめ

- ① 連立与党・年金改正プロジェクトチームは、一〇二五年にピーコクを迎える高齢社会の到来を見据え、年金制度の改正案を作成した。
- ② 支給開始年齢については、二〇〇一年に一歳引上げ、以後三年ごとに一歳引上げ、二〇一三年に六五歳支給となる。これは一九八九年の自民党政改正案を三年間先送りしたものであり、六〇歳台前半層の雇用が厳しい中、五年繰り伸べを主張した社会党の意見が取り入れられたもの。
- ③ 六〇歳から六四歳の間については、部分年金（報酬比例年金相当分）が支給されることになった。また、在職老齢年金についても、働くことによって総収入が増加する方途を講じることや、加入四五年以上ものについては六五歳以前から満額支給とすること等の配慮がなされており、希望すれば基礎年金部分の繰り上げ受給も可能となる。なお、社会党が強く主張してきた六〇歳から六四歳の間の部分年金部分に妻の加給年金相当分を加えることについては、「強い意見」として付記された。
- ④ 遺族および障害年金の改正、被保険者に対する貸付制度の拡充、育児休業期間中の本人保険料の免除（ただし、免除した期間は通算）等も社会党の主張が盛り込まれた。
- ⑤ 特に、これまで社会党が議員立法として提出していた遺族基礎年金等の子の加算についての年齢要件の緩和が実現する運びとなり、

「一八歳未満」を「高校卒業時」までとする」となった。この改正は児童扶養手当等にも適用される。

⑥ 国庫負担引上げについても、搖るぎない基礎年金制度を確立するため、ただちに検討に着手すべき課題とした。また、沖縄の厚生年金及び鉄道共済年金について、重要かつ緊急の課題であるとしたこと、さらに、雇用と年金の連携を考慮し、高年齢者雇用安定法の見直しを進めて六五歳までの継続雇用対策を強化することも社会党の主張を盛り込んだ。

2 連立与党・原爆被爆者援護法に関するプロジェクト

社会党の提唱によって連立与党内に「原爆被爆者援護法に関するプロジェクト」が設置された。被爆五周年を迎える一九九五年に向けて、過去社会党が中心となって一九年間国会に提案し続け、参議院において二回可決された被爆者援護法について連立与党内で立法化について協議・検討していくことになった。

3 障害者基本法の成立

- ① 「心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案」は九三年一月に衆参両院において全会一致で成立した。その要点は、a：法案名を「障害者基本法」に改めたこと、b：「障害者」の定義に新たに精神障害者を含めたこと、c：一二月九日を「障害者の日」と定めたこと、d：障害者の雇用促進や公共施設、情報の利用に関する規定の整備を行ったこと、などである。
- ② 従来の「心身障害者対策基本法」が主に障害者の保護と施設収容に重点を置いた内容であったのに対し、改正案は「完全参加と平等」及びノーマライゼーションの理念に基づいた全面的改正となっている。いち早く改正の基本構想をとりまとめて立法化の努力を重ねてきた社会党の考え方が強く反映されたものとなっている。

4 水道水源の水質保全のための法制化を促進

厚生省及び環境庁は、水道水源の水質保全のための法案作業をすすめ、九四年一月二九日までの臨時国会中に国会提出にこぎつけるよう努力している。これは、九三年一月に発表した「社会党の水政策草案」の中で「良質な水道水源の確保という見地から関係法を一元的に見直すこととし、現行法の改正で不十分な場合には、水道水源保全法（仮称）を立案してその実現を図る」と提起したのを受けて、まず厚生省が検討作業をはじめ、環境庁がこれに続いたもの。

* 労働分野関連

1 緊急雇用対策を策定

① 社会党は、七年前の急激な円高の進展に伴う雇用情勢の悪化に対応して「五〇万人雇用創出プラン」を提唱（一九八七年三月）した実績を踏まえ、労働省の九四年度概算要求にはない新規追加施策として、厳しい雇用情勢に対応する「緊急雇用開発計画」を策定するよう提案した。この提案は、他の連立与党や労働省に受け入れられ、「雇用対策検討プロジェクトチーム」の設置（一〇月二九日）、「雇用支援トータルプログラム」の策定（一二月一七日）につながった。

② 特に、同「プログラム」に盛り込まれた「中小企業労働時間短縮促進特別奨励金の拡充（労働者を新たに雇い入れて労働時間を短縮する事業主に対する奨励金の支給）」は、全く新しいタイプの施策である。これは、先の「五〇万人雇用創出プラン」における「完全週休二日制促進助成金制度の創設（完全週休二日制を導入することにより新たに労働者を雇い入れた事業主に対して当該労働者に係る賃金の一部を三年間補助する）」という考え方方が取り入れられたものである。

2 雇用に配慮した中小企業リストラ支援法案の策定

① 通産省・中小企業庁が立案した「中小企業リストラ支援法案」は、当初は雇用面への配慮に欠けていたが、社会党の強い主張によって新分野進出等計画の必要記載事項に「新分野進出等に伴う労務に関する事項」を追加させた。

② 同時に、関係中小企業者には、新分野進出等を行って当たり、既雇用労働者の雇用安定を図る努力義務があることを明記させる、また、関係中小企業者が事業活動の縮小を余儀なくされた場合には、国はその雇用労働者の雇用安定を図るために必要な措置を講ずるよう努める旨明記させるなど、雇用面に配慮した諸規定を盛り込ませることができた。

3 看護・介護休業法制化への取組み

① 家族の看護・介護のための休業の法制化は、職業責任と家庭責任の両立を図るための施策として長年の懸案となっていた。その早期法制化を主張していた社会、公明、民社、社民連各党などが加わった連立政権が発足したのを背景に、関係省庁の看護・介護休業法制化問題への取組み姿勢が積極的なものになった。

② 労働省はその法制化に向け一二月一二日に「介護休業制度に関する専門家会合」を発足させ、人事院は一二月一七日の「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の制定についての意見の申出」において「介護休暇」制度の概要を示した（これによります国家公務員の「介護休暇」の法制化「ひいては条例による地方公務員の「介護休暇」の一般的制度化」はほぼ確実になつた）。

4 育児休業期間中の所得保障措置

① 育児休業制度については、社会、公明、民社、社民連の四党・

連合参議院（当時）と連合が四党共同法案を掲げ、結束・連携した取組みによって官民・男女全労働者についてその法制度化が実現し、関係諸法が一九九二年四月から施行された。

② 今後の課題として残されていた育児休業期間中の所得保障については、一二月一日の中央職業安定審議会雇用保険部会報告に従前賃金の二五%相当の「育児休業給付」制度の創設が盛り込まれた。これを受ける形で労働省は一二月一五日に雇用保険法改正法案要綱を中央職業安定審議会に諮問しており、一九九五年四月から「育児休業給付」制度が実施されることはほぼ確実になった。

* 農林水産分野関連

1 冷害対策を具体化

① 今回の未曾有の冷害による農作物の不作は、農家経済のみならず地域経済に深刻な影響をもたらした。この深刻な事態を踏まえ、担い手農家の営農意欲の向上と経営の安定、農業生産力の維持、地域経済の安定的発展をはかるため、連立与党は緊急冷害対策案をまとめた。農水省はこの対策案に基づいて施策を実施した。

② 具体的には、a：共済金の円滑な支払として、被災農家に対する再保険金の支払分としての財政投融資の活用（三、六五六億円）等、b：被災農家の緊急資金需要への対応として、天災資金融資枠として（二、〇〇〇億円）、据置き期間の設定（三年間）、金利水準の引下げ（三%を一・五%に等）、c：自作農維持資金として（一、〇〇〇億円）、d：この他、被害の実情に応じた課税上の対応、所得税の減額、納税の猶予、地方税の減免等、公共事業等の推進を通じた就業機会の確保、被災農家、被災地に対する支援措置、二、〇〇〇億円程度の冷害等関連対策事業の緊急実施が盛り込まれている。

2 コメの在庫目標の増量と転作緩和を拡大

① 平成八米穀年度末におけるコメの在庫数量を、従来目標の一〇〇万トンを上回る一三〇万トンとした。これに伴い転作等目標面積を七万六千ヘクタール緩和し、六〇万ヘクタールとした。また、水田営農活性化対策期間後の三年目についても、営農の安定を基本として考えていくこととした。緩和面積の配分については、適地適産、担い手の育成等に配慮することとした。

② 適正在庫（備蓄）の数量やあり方について、早急に検討することとした。二次補正予算において、a：復田事業に対する助成、b：小規模土地基盤整備等に対する助成、c：作付用種子を低価格で供給する事業に対する特別助成、などの事業を追加実施した。

* 商工分野関連

1 中小企業リストラ支援法で雇用安定への配慮規定を追加

（労働分野の成果参照）

2 製造物責任法案を次期通常国会提出へ

① 消費者団体や社会党が導入を強く求めてきた製造物責任制度について、国民生活審議会（一二月）、産業構造審議会（一一月）等の関係審議会は、「従来の過失責任原則を『製品の欠陥』を要件とする無過失責任に転換する」とこと等を柱として早急に法制化を図るべきであるとする結論を関係省庁に報告した。

② 次期通常国会に政府として法案を提出、九五年度からの施行をめざして政府部内、連立与党間で協議が進んでいる。自民党政権のも

とで立法化が先送りされてきたもので、国会提出は政権交代による成果の一つとなる。

3 中小企業・融資など改善

中小企業への融資について、制度融資の延長・拡充、運用の改善を図った。自民党時代に創設されたがほとんど運用されていないもの（返済資金貸付緊急制度など）の改善に着手した。

4 太陽光発電の一般家庭普及へ助成

社会党は、太陽光発電の一般家庭への普及のために、国として量産化への立ち上がりコストを支援・助成するなど新エネルギー促進施策を提言してきたが、社会党が政権与党に参画したことによって、通産省の来年度概算要求において一般家庭向け太陽光発電設備設置費用の三分の一（四〇〇万円）相当額の補助を来年度一、〇〇〇件分計上することとなつた。現在、その要求額確保に向けて努力中である。

* 運輸分野関連

1 モビリティ・ハンディキャップで前進

従来、社会党は交通移動の制約の解消（モビリティ・ハンディキャップの克服）を主張してきた。これは交通事業者の直接利益に結び付かず、結果として対応が遅れがちになる駅舎等にエレベーター・エスカレーター等を設置する際に国からの援助システムを確立しようというものであった。運輸省の来年度予算の要求項目には、生活基盤整備基金（仮称）等による生活関連社会資本整備が盛り込まれており、社会党の構想が反映できたものである。

* 建設分野関連

1 公共事業の入札制度を改革

① 最大の課題は、相次いだゼネコン汚職などに象徴される、公共事業の執行の不正を正し、公正、透明、競争性の高い制度を確立することだった。建設省は、八月から中央建設業審議会に特別委員会を設けて改革案づくりにあたり、五十嵐建設大臣も、この特別委員会毎回出席して討議を重ねた。

② 年末に発表した対処方針では、九四年四月から、談合の温床ともいわれる指名競争入札に替えて一般競争入札を、まず大規模工事から導入することとし、監視期間を全国の地方建設局に設置する。各種情報の公開についても積極的に対処するほか、違反者に対する罰則の強化、ゼネコンに対する建設省からの天下りの是正など、官民の癒着改善を打ち出している。九〇年ぶりという大きな改革に、着実な第一歩を踏み出した。

2 首都高速公団の値上げを延期

七年ぶりに値上げ申請が出された首都高速公団の値上げ問題については、当初九三年一〇月からの実施が予定されていたが、公共料金抑制の観点から、これを九四年五月まで延期するとともに、延期の原資

2 在日外国人の児童・生徒の定期運賃を日本人と同等に

朝鮮学校など在日外国人学校の児童・生徒のJR定期運賃が、日本人の小・中・高校生の定期運賃より割高になっていた問題について、社会党はこれを是正するよう強く求めていた。四月一日を日程に解決する予定。

については公團の自助努力を要請して、利用者負担増を回避した。

* 運信分野関連

3 高速自動車道に着工命令

自治体、住民から強い要望が出されていた高速道路の建設については、整備計画が策定されていながら着工していなかつた全国三四区間の高速自動車道に着工命令をだした。事業総額は約一〇兆円、景気対策としての効果も期待される。

4 町づくりに文化の視点

これまでともすれば機能優先、安全第一の観点から、画一的、無味乾燥と言われてきた公共施設を、文化の観点から見直し、美的感覚を取り入れたものにすることを目指して、「美しいまちづくり懇談会」が、九三年一二月に発足した。五十嵐建設大臣の強い指示で実現したもので、メンバーも幅広く、異色の顔ぶれとなっている。

5 第二次補正予算へ盛り込む

① 緊急経済対策における「生活者・消費者の視点に立った社会資本整備」を具具体化するため、「防災体制の整備と研究の推進」及び「離島へのアクセス改善、振興開発整備事業」等を第二次補正予算に盛り込んだ。

6 災害救助・復旧へ迅速な対応

災害復旧に当たっては、北海道南西沖地震、鹿児島集中豪雨や台風等により被災を受けた地域における災害復旧を速やかに行うため、被害状況を早期に把握し甚災害制度の適切な適用に努めた。上原国土府長官は、災害復旧事業費を大幅に追加するなど、政府の中核として、関係省庁の施策の調整を積極的に行つた。

* 環境分野関連（環境庁）

1 環境アセスメント制度の充実

環境アセスメントは現在、閣議決定である「環境影響評価実施要綱」によって行われ、関係省庁はその制度の見直しを拒んできた。しかし、環境基本法の成立によって、社会党などの主張によりそれらの省庁も制度見直しの検討に着手するとともに、関係省庁間での検討もすでに開始されている。

2 アジェンダ一一行動計画が前進

① 昨年の地球サミットを踏まえ、世界の趨勢になつて公的機関への非政府組織（NGO）の参加を認め、今回の「アジェンダ二一」国別行動計画案などへの意見書の提出を促し、その意見を取り入れNGOの活動支援を前進させた。

② 連立与党政策幹事会の下に設置した「プロジェクトチーム」は、「アジェンダ二一」国別行動計画の政府決定に際して、a：「人口と環境」について女性の地位向上、家族計画の知識の普及、b：「居住環境の改善」の部分では環境と都市の共生、c：「主体としての女性」の項では環境保全に関する女性の知識や経験、また母性の重要性、

- ① 有線テレビ放送施設者がサービスできる望ましい区域としてきた制限を廃止し、複数の市町村でサービスできるようになる。
② 携帯電話機等に売り切りを導入することになり、今後、価格の低下やサービスの多様化など消費者へのメリットが期待できる。

d : その他、フロンガスの自主的回収への支援策、酸性雨に対する調査・研究など約一〇〇カ所を修正加筆した。

3 廃棄物海洋投棄の規制強化

ロシアによる日本海などへの核廃棄物の海洋投棄に関連して注目されてきた「廃棄物などの投棄による海洋汚染の防止条約（ロンドン条約）」の改正について、連立政権は賛成した。内容は、これまで禁止の対象から除外されていた「低レベル放射性廃棄物の全面禁止」、「産業廃棄物の原則禁止」であり、かつての自民党政権は、産業界に大きな影響が生ずるとして棄権の態度をとってきていた。

* 安全保障分野関連（防衛庁）

1 自衛隊法改正法案に主張を盛り込む

- ① 同法案は、騒乱時に海外邦人の救出に自衛隊機を派遣できるよう自衛隊に新たな任務を持たせようとするものである。
- ② 自民党政権下の前国会で自民、公明、民社の賛成で衆議院を通過したが解散によって廃案となった。
- ③ 同法案の問題点は、派遣する自衛隊機の機種に限定がなく、護衛を名目に戦闘機を派遣することも可能であった。また、閣議決定を経ないで外務大臣の一存で派遣できるなど歯止め措置がなく、邦人救出を口実にした海外派兵に道を開くことにもなりかねないものであった。
- ④ 自民党は、連立与党の分断を狙って当時の政府案をそのまま議員立法として今国会に再提案した。
- ⑤ この自民党案に対抗した政府案提出に際して社会党は、他の連立与党並びに防衛庁と協議し、a：派遣機種は政府専用機を原則にする、b：派遣に際して現地の安全確認を条件にする、c：派遣には閣

議決定が必要である、などの歯止め措置を主張し、それを政府案に取り入れさせてうえで国会提出させた。

⑥ 同法案を審議する衆院安全保障特別委員会は、自民党が多数派であるため、自民党案が可決された場合、本会議で否決することを連立与党内で確認した。

2 防衛予算の抑制

① 社会党は連立与党内において唯一、概算要求予算の削減項目を提示し、ポスト冷戦の防衛予算の抑制を要求した。細川内閣も最低水準の防衛予算概算要求の一層の抑制を求める姿勢を堅持している。

② 社会党的要求の中でも、防衛庁中央組織の移転計画（現在防衛庁本庁舎などがある六本木から中央組織を陸上自衛隊東部方面総監部等がある市ヶ谷地区に移転する計画）にともなって取り壊される「市ヶ谷台一号館」の取壊し計画の中止と「一号館」の保存要求は、連立与党的共通の要求項目に取り上げられた。

③ これまで、超党派的な保存運動に対して歴代自民党の防衛庁長官は、こうした要求を一顧だにせず、計画強行の姿勢を示してきた。しかし、連立与党的防衛庁長官は、社会党を中心とする連立与党的要求を受けて計画の見直しを指示、東京裁判法廷などの「一号館」の一部を敷地内の別の場所に移設・保存する決定をした。

④ 市ヶ谷台一号館は、陸軍参謀本部陸、軍士官学校が設置され、極東国際軍事裁判（いわゆる東京裁判）の法廷として使用されたものであり、戦争の歴史を刻んだ歴史的建造物である。これを保存し、戦争の総括と侵略の反省を後世にまで伝え、わが国の外交・安全保障政策に誤りなきを期すことは、極めて重要な課題である。

⑤ 社会党は、今後とも広島原爆ドームなど戦争の歴史的遺産の保存を求めるとともに、ポスト冷戦に相応しい防衛庁・自衛隊の再編に向けた「防衛計画の大綱」の見直し、防衛予算の抑制を要求していく。

公共事業の執行適正化

問題について

茂木 熱

昨年三月の金丸元自民党副総裁の巨額脱税問題に端を発したゼネコンの不正献金問題は、その後、宮城県知事、仙台市長、茨城県知事、三和町長の、公共事業発注に絡む汚職事件へと発展。さらに中央政界を巻き込んだ一大獄事件へと発展する様相を見せていく。

こうしたなかで、ゼネコン汚職の背景として浮かび上がってきたのが、建設業界の公共事業をめぐる談合体質であり、その温床としての公共事業執行のあり方だった。建設業界の談合体質については、古くから指摘されてきた問題であり、近くは八三年の静岡事件、九一年の横須賀の米軍基地をめぐる事件、九二年に摘発された埼玉土曜会事件、等が記憶に新しい。日本の建設業界は五二万

決める方法は、「会計法」で「一般競争入札」で行なうことが決められている。例外的に、「一般競争入札」で行なうことが不利な場合などには、「指名競争入札」で行なっても良いこととされているだけである。にもかかわらず、本則と例外が全く逆になつて、大部分の公共工事の発注は「指名競争入札」で行なわれているのが現状である。

「指名競争入札」

社という膨大な数を数え、しかもその大部分は中小企業である。最底辺の建設会社になると、その実態は、事実上機械や技術者ももたず、建設現場に労働者を提供するだけの「人材派遣業」であるといわれている。年商が兆円を超えるといわれるスーパーゼネコンとこうした零細業者が共存している状況のなかで、競争を排除する談合が、五二万社が生きていくための棲み分けの手段となつているともいえるわけだ。最近はこの談合に「天の声」が加わった体制になつていてといわれる。宮城、茨城両県の事件はこれを裏付けている。

公共事業を執行する国や自治体などの側からすると、この問題は「入札・契約問題」ということになる。公共事業を請け負う業者を名競争入札

注者からの指名を受けないかぎり、いかに優れた技術・施工能力を持っていても競争にも加われないのであるから、発注者は建設業者に対して絶対的な優位に立つことになる。発注者から建設業者へのいわゆる天下りが行なわれ、天下りを受け入れた業者と発注者との癒着が指摘されているところだ。また、競争に参加する業者が限定されることになるから、談合を可能にするバックグラウンドともなっている。発注者の絶対的優位は、政治家が介入する余地も生み出することになる。

こうした欠陥が指摘されていながら、指

座を占めてきたのは、指名権という絶対低優

位を持ち、「安心できる業者を選定すれば後は何となる」という、極めて日本的な発注者側の論理と、競争を回避したいという業者側の論理がかみあつてきたからだといえよう。さらに、その間に介在して特定の業者に利益誘導を図り、政治資金と選挙の票を得ようと/or>する政治家の存在がある。いわゆる「政官財」のトライアングルが典型的な形で機能してきたのが、公共事業執行の世界であったわけだ。

「公共工事の入札・契約制度改革 への提言」

建設省は九二年一二月の中央建設業審議会答申で、「制限付きであっても一般競争入札の導入は時期尚早、指名競争入札の堅持」を打ち出していたが、相次ぐ不祥事の発生で、批判的な世論が高まり、日米建設協議への対応の必要性もあって、政権交代直前の九三年八月一日に中央建設業審議会に「特別委員会」を設けて、入札・契約制度の全面的な見直しに乗りだした。八月九日の細川政権発足で、建設大臣に社会党から五十嵐広三氏が就任すると、五十嵐大臣はこの特別委員会に欠かさず出席し、改革への路線を敷いた。

九三年一二月の特別委員会答申、及びそれを受けた「対処方針」では、①九四年四月から大規模工事に制限付き一般競争入札を導入する②ランク付けなど入札・契約に関する情報公開を拡充する③第三者で構成する「入札

監視委員会」（仮称）を全国の地方建設局に設置する④談合など違反行為を犯したものに

対する処分を強化する⑤ゼネコンなどに対する建設省からの天下りを是正する等、を打ち出している。一般競争入札の導入が九〇年ぶりの改革であることなど、当面の改革の指針としては十分に評価できる内容といえよう。

るべきであるとしている。

社会党は、建設省のこうした方向を評価しつつも、今後改革がこれに留まることなく全般的に進められるべきであるとして、一二月一六日に、建設省で五十嵐建設大臣に対し、「公共工事の入札・契約制度改革への提言」を手渡し、「中央建設業審議会」の答申に、社会党の考え方を最大限反映させるよう要請した。

「提言」では、

第一に、公共事業執行の公正さ、透明性、競争性を確保することを基本としている。そこで、入札を導入することを基本としている。その際、当面は制限付き一般競争入札は大規模工事に留め、指名競争入札を併用することはやむを得ないが、条件整備を行いつつ、時期的メドを明らかにして、可能な限り中小規模の工事まで制限付き一般競争入札を拡大す

当面、七億円程度以上の大規模工事に限定して実施するとしていることから、できるだけ早く中小工事にも拡大することを求めたものだ。公共事業に絡む不正は、金丸不正蓄財事件の山梨県の建設業界のケースにみられるように、何もゼネコンだけに限ったことではないく、中小の場合にも顕著にみられるためだ。また、建設省方針が一件づつの工事の入札ごとに条件を付け、入札を希望する業者を審査するとしているが、この方法では、煩雑な事務手続きを必要とし、制限付き一般競争入札の拡大は困難であるばかりでなく、やり方次第では、指名競争入札に限りなく近づいてしまう。そのため、社会党の「提言」では、制限付き一般競争入札は、あらかじめ入札参加を希望する業者に対し、資格審査を行い客観的にランク分けをした上で、対応する規模・種類の工事に自由に入札することができる制度を提言している。

建設業界がスーパーゼネコンから零細業者まで包含していることにも配慮し、大手、中堅、小零細と言った規模ごとに、その枠のなかで自由に競争をさせようという考え方である。ボクシングのランク別のようなものだが、当然、小零細クラスで実力を付けた業者は、次の年には、新たな客観的審査によつて、よ

り上のランクで競争に参加してもうつことに

なる。これにより、透明性を確保するとともに、中小規模の工事まで、大手業者が独占するといった事態を防止することが可能となる。

第二に、事業執行のすべての過程において、可能な限り情報を公開することを求めていている。とくに、業者のランク付けに関する情報、どの業者が何回指名され、落札しているかなど、の入札結果をある期間にわたってデータ化した情報の公開新たに設置することとしている。入札・契約過程を監視する第三者機関の審査・発注者に対する勧告内容の公開、等を強く求めている。これは、制限付き一般競争入札が、発注者の恣意に左右されず、透明性の高い制度となるためには、世論の監視が不可欠であり、情報の公開がその基本的条件となるためである。建設省の方針が、公開の方針を打ち出しながら、具体的な事項が「検討」と表現されていることから、とくに要望しているものだ。

第三に、入札制度の改善策として、①公告・見積期間を十分確保すること、②入札に際しては簡易な工事費内訳書の提出を義務付けること、③ダンピング防止のため最低限価格制度を採用した上で、入札回数は一回限りとすること、④工事完成保証人制度は廃止し、

履行保証保険やボンドを活用すること、等を提起している。

従来の指名競争入札では、ほとんどの工事の入札で、本命とされた業者以外は工事代金の見積りもせず、単に指示された価格を書いて入札していたといわれる。競争性の高い制度を導入する以上、各業者が各自の見積りに従って積算した価格を入札することは当然であり、公告・見積機関を十分取り、工事費内訳書の添付を義務付けるのはこれを担保するためである。従って、何度も入札を繰り返して入札価格の上限を探るようなことは許してはならず、それぞれの業者が実施に積算して入札しているなら、必要はないはずである。

また、入札に参加して落札できなかつた業者が、再低価格で落札した業者の完成保証人になるということは、談合を前提としなければ成り立ちにくいものであり、建設省方針でも「一年後に廃止」の方針が盛り込まれている。

第四に、建設業の近代化と中小企業の育成策として、大規模プロジェクト中心の公共事業を見直し、地域の中小企業が受注可能な規模の工事を確保すること、発注者が下請け業者の保護策をとること、等を求めている。

将来的課題

また、将来的課題ではあるが、公共工事の企画、設計、積算、施工管理などをすべて発注者が行うこととしている建前を改め、弁護士や公認会計士のように、より幅広い公益を代表して、発注者に代わって公共事業の管理を行う、社会的に責任ある職能の確立を提起している。これは、民間のビル建設などの場合には、必ずしも建築に関する知識をもったない発注者に代わって、設計・施工管理を建築士が行なっていることを参考に、土木についてもこうした機能をもつ職能を創設し、建築士とともにその社会的地位と責任を高めていくべきだとの提起である。その場合でも、発注者側が、工事の施工状況の監視のために十分な数の職員を確保しておくことが前提であることはいうまでもない。

公共事業執行の適正化方針では、一月二〇日までに政府のアクション・プランが発表され、四月からは制限付き一般競争入札がスタートする。試行錯誤はある程度の混乱は必至であり、一年程度で見直しをすることになるだろう。我々も、執行状況をフォローアップしながら、より適切な方針を打ち出していきたい。

国民本位の税制改革に向けて

前田恭宏

社会入党税制調査会は九三年十二月二二日、他党に先駆けて九四年度税制改正に関する「基本方針」をまとめた。本稿では、この方針に盛り込まれた重点項目の解説を中心に筆を進めたい。入党税調は、「公平、公正、簡素」を原則に、所得・資産・消費におけるバランスのとれた税体系の実現を図る抜本的税制改革案づくりに取り組むために同年十月設置された機関である。この位置づけからも明らかなとおり、入党税調が担う主な役割は二世紀を展望した在るべき税制の具体案策定であり、利益誘導に汲々とするあまり利害調整マシーンに堕した自民入党税調の対極をめざすものともなっている。

「中期答申」と一線を画する関山談話
今後の税制改革に当たっての社会党的立場

がなされていないのは、あまりに不親切といえる。関山談話の基調は、使い道も定かにできないのに、「まず最初に消費税ありき」と受け取られかねない政府税調の路線とは明確に一線を画するとともに、現行の消費税を前提とする限り、税率アップは容認しえないという点で貫かれている。

また、大幅所得減税の先行実施と併せて、税をめぐる不公平の是正や歳出構造のリストラ等を図るなかで、抜本改革の環境・条件を世に問うてある。本基本方針のよって立つ基礎理念に触れることから始めたい。

十一月一九日決定をみた政府税調の答申は、副題に「公正で活力ある高齢化社会を目指して」を掲げるなど、高齢社会に対応しうる税制の構築を基軸に据えた中身となつた。世代を通じた税負担の平準化問題等、避けることができない社会構造の変化に対応するべく時代を先取りする考え方も盛り込まれたことは、率直に評価すべきだろう。

ただし、高齢社会を支える税制の必要性は万人の認めるところとしても、なぜそれが、消費税の引上げによる直間比率の見直しに頼らざるをえないのか、説得的かつ十分な説明

議論の時間を十分に保証することの大切さも強調している。それは、国家財政を支える支柱が国民の納める税金であること、つまり国を国家たらしめていく「背骨」でもある税制を扱うに際し、政治が守らねばならない最も初歩的なルールだからである。

制度改正減税は五兆円で十分

党税調の九四年度税制改正方針は、次のような考え方を中心にして組み立てられた。

- ① 景気に配慮した税制改正
- ② 国民の生活や福祉の向上、環境保全推進のための税制改正

③ 抜本税制改革のための環境整備

まず第一に、深刻な雇用情勢も念頭に置いて景気対策の観点から、五兆円規模の所得減税を一月から断行することの必要性を訴えている。手法としては、九〇年以降の物価上昇によって生じた実質増税構造の解消を図る課税最低限の引上げをメインに、重税感の強い所得階層の負担軽減を目的とする税率適用区分の改善に取り組むことになる。

具体的には、給与所得及び基礎のいわゆる基幹的な二控除は、景気対策を加味して物価調整の水準を超える各十万円の引上げ（パート等の非課税限度額は一二〇万円へ）、対象者が限定される残りの配偶・扶養・配特の各控除は、物価上昇分相当の五万円アップに止めることとした。

税率適用区分の見直しは、できるだけ恩恵の及ぶ層を広げるために最低税率適用区分の引上げを行うとともに、住宅・教育等の負担がのし掛かる世代である中堅所得層に配慮した改善をめざした（資料にある党案と現行の

税負担率を比較した表をご参照頂きたい）。

なお、課税最低限等を必要以上にアップすることは、垂直的公平の根幹である応能負担原則すら否定することになりかねない。税体系全般から眺めて整合性を保ちうる水準を守るべきであり、ただ高ければよいとの発想はならないというのが、党税調のスタンスだ。ただし、社会党の減税案が追求した程度のアップは、許容の範囲だろう。

その上で、お手盛り的な引上げを防ぐ観点からも、党案の課税最低限（所得税三七六万円、住民税三四一・七万円）をベースとする自動物価調整制度（インデクセーション）の導入を求めている。元々インデクセーションの創設は、社会党が一九八一年に議員立法として国会に提出した経緯もあり、わが党が

“本家本元”。この制度が実現するなら、年次の物価上昇率が五%（累積含む）を超えた場合は、次年度において給与所得控除をはじめとする各種控除及び税率は物価上昇に比例する形で自動的に調整される。これにより、税額は結果的には、名目所得ではなく実質所得によって算定され、実質可処分所得の伸びは制度的に保証されるのである。

景気浮揚策としては、五兆円程度の減税では生温いとの指摘もある。しかし、制度改革による減税額の積み増しは、高額所得者を利するだけであり、制度改革による減税は五兆

程度がギリギリの線ではないか。景気動向の推移如何で、不十分との判断が生まれるなら、戻し税による嵩上げこそ正しい選択であると、

党税調は判断したのである。

政府税調の答申が力説する最高税率の引下げは総合課税化が不完全な現状からも見送ることを明記した。さらに、高額所得者に有利に働く現在の控除制度を改める端緒として、給与所得控除については、必要経費控除というその機能に照らし、頭打ち制度等の導入を含め、給与所得のうち高額部分に関する控除の制限・合理化を検討することになった。

景気回復の足を引つ張る金融機関等の不良債権の処理を円滑に進めるべく、土地の流動化を促す税制面のアプローチも試みている。しかし、恒常的なものではなく、租税特別措置（政策目的を達したら整理する）の分野で行うべき旨を明確にしている。つまり、単なる不況業種の救済策ではなく、国民生活の向上に資する土地の有効利用を図るために流動化策だと捉え返すこともできる。公共性などの高い土地に関する地価税の軽減も限定的に行うことを見込んでいたが、あくまでも現下の厳しい経済状況を受けた施策であり、投機的な取引きは許さないと土地税制の基本的な枠組みは堅持するのはいうまでもない。相続税は、その機能を歪めることなく、居住用資産に関する軽減を講じた。

次に、わが党が、シャドーキャビネット時代を通じ、提起してきた福祉・環境政策を推進するため、優先すべき税制改正のメニューを掲げた。高齢者・育児休業者に関し新設される雇用継続給付に対する非課税措置や、労働者財形貯蓄の非課税限度額の大引上げ等、生活密着型のものに絞ってみた。例えば、いわゆるマル老（高齢者等の貯蓄）の非課税限度額に触れたかったのは、財政状況と政策目的的重要性を勘案して、党税調なりに、優先度に差をつけた結果と理解して頂きたい。

また、障害者・高齢者等の自立と社会参加を促すために、総合的に配慮されたと認定される障害者・高齢者に対応した公共的な施設や設備（一例を挙げれば駅舎のエレベーター化等）への課税上の優遇措置にも積極的に取り組んでいくことを提起している。

実効ある不公平是正策へ

二世紀を入れた抜本改革に向け、環境整備を進めていくためにも、不公平税制の是正は最優先のテーマとならざるをえない。

しかし、自民党政権が、資金集めの「切り札」にしてきただけあり、既得権益化したものがから順次整理しようとしても、あちら立てればこちらは立たず——といった有り様で、とくに企業関係の租特に関しては不十分さが残ってしまった。当面はスクランブル・アンド

・ビルトを貫くとともに、一定期間経過後は如何なる理由があろうと一旦は廃止する仕組みの導入を急ぐこととしたい。

ただし、自民党政調ではおよそありえない、交際費課税の強化や公益法人課税の改善等に、効果的な方策を盛り込むことができたのは成

果といえるのではないか。交際費は現行の控除枠は維持するが、全額損金算入方式を改め、一定割合（七・八割を想定）に止めることで、残る二割、三割の部分を法人税の世界に呼び込み、公平性の確保を図っている。公益法人課税は、収益事業に対する扱いを国民感情に沿ったものにするためにも、寄付金の損金算入限度額（現行三〇%。一般企業は五%）の引下げを主眼に取組みを進める。また、不公平税制の枠では括れないが、使途不明（秘匿）金への制裁的な処置も講じた。政治腐敗の防止は連立政権の金看板でもあり、重課税率の一層の強化をめざし、現行所得課税措置の最高税率（所得税、住民税合わせ六五%）を目安に、条件を整えていきたい。

間接税の役割も積極的に検討

現行の消費税は、逆進性や益税問題に象徴されるように不公平税制の最たるものといえども、当面は益税問題の解消と併せて、飲食料品に関する逆進性緩和措置の実現に全力を傾注する方針だ。具体的には、転嫁問題をクリ

アする見地から、全段階にわたる軽減税率の採用も有力な選択肢とすることになった。これららの課題を片付けた上で、抜本税制改革の一環として消費税問題に取り組む考え方を明らかにしたのである。

それは、社会・経済構造が大きく変化せざるをえない来世紀をにらみながら、間接税の役割も精力的に検討していく決意の表明でもある。当然、その前提には何に使うのかがなくてはならない。使い道次第では、それにふさわしい税が、可能な限り諸矛盾を解消した間接税の一体系としての消費税かも知れないと言ひ取り可能ということでもあうか。しかし、これは、党が消費税廃止の旗を降ろすことを意味しない。先に挙げた諸課題を解決できない限り、また、大衆課税強化（税率アップ）を補つて余りある魅力ある使い道を提起できないなら、結果として消費税は廃止する以外ないからだ。

景気対策として行う減税だ。物価上昇を必然的に伴う消費税の税率アップを財源とするのは愚の骨頂。現在のような景気の非常事態下では、財源の目処あるいは、増減税同額という“教科書”通りの手法が犠牲になつても止むをえない。だから、なおのこと、償還財源の問題を含め、政治の責任は重く問われる事になるのである。

▼党大会が一月十一、十二日に開かれた。政

治改革法案が参院で緊迫している状況の中で

開かれたため、議論は白熱したものになつた。

執行部批判を自己目的化したような情けない議論も賑やかだつたが、それらをのぞくと、多岐に及んだ論点の中でも、焦点はやはり

「理念、政策、政権」をどのように理解するか、ということだったと思う。▼冷戦時代の終焉とともに、資本主義か社会主義かの体制

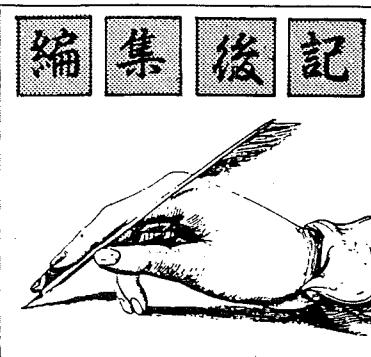
選択＝イデオロギーの時代ではないことはもはや常識である。それに代わるもの

は価値観＝理念である。憲法を大切にする、人権を擁護する、社会の公正を発展させる、などがそれであ

る。社会党はこうした理念をもつとも重要なものと考えていたし、昨年八月の連

立政権合意の協議の際に、不可譲の価値観として他党に提示し、受け入れられたのである。

これらの基本的理念を、政権に参加してからこんにちまでの五ヶ月の間に、批判されるよう放棄したり、あいまいにしたというようなことはない。▼政策は別である。妥協や譲歩はいくらもあり得るし、他党も社会党の政策に歩み寄る場合もある。自民党政権時代の負の遺産、時々の経済や財政状況、国際的要



件など、譲歩を迫られる契機はひとつやふたつではない。しかも今日は歴史が変わる節目の時期である。これまで党が掲げてきた政策が、そのまま実現されることの方がむしろ例外であると考えてよい。社会党的単独政権の場合であってもおそらくはそうであろうし、まして、現政権は、世界にも類例を見ない多党型連立政権なのだ。▼もう一つは、決定された政策の評価基準の問題がある。野党時代の征服目標はチヨモランマ、実際に登ったのは丹沢。与党の時の目標は富士山、実際に登ったのは穗高。要するに、何を言つたかではなく、現実に何を獲得したかを基準とすべきであろう。政権に参加して、目標はやや低くなつたかも知れないが、丹沢よりはるかに高い稟高に登攀していることを認識すべきではないだろうか。▼但し、われわれが悩んでいるのは、政策決定プロセスに対する当事者の参加を、どのように発展させるかという課題である。他党や、官僚との政策の擦り合わせに時間が目が向がちになり、肝心の国民との対話がおろそかになつていることが、連立政権の政策に対する理解を薄くしている原因だと、反省しているところである。

(O)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之

編集委員 池端清一 田口健二
細谷治通 梶原敬義

角田義一 前畠幸子
温井 寛 川那辺 博
石田 武 石田好数
早川幸彦 原 野人
河野道夫 小川正浩
長谷川崇之

兼事務局長 浜谷 悅
会計監査 秋葉忠利 糸久八重子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価一部 四五〇円

送料

五一円

年間購読料 六〇〇〇円(前納)

郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 2038888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

February 1994

No. 329

<Foreword>

HOSOYA Harumichi

Vice-Chairman of the Policy-making Board

<FEATURES>

I. GATT Negotiation and Agricultural Reform

Statement on acceptance of the agricultural proposal in the Uruguay Round
Proposals to reinvigorate farming and food policies
Urgent proposals on farming-support financial measures in the 93 supplementary and 94 fiscal budgets

II. Pension Reform

Interim proposal on pension reform

<DOCUMENTS>

General policy-line of the 1994 taxation reform

Memorandum on the achievements by the coalition government

<POLICY FOCUS>

- I. On streamlining the public works bidding system
- II. Taxation reform plan that puts people first

政策資料 2月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 関山信之
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581)5111 内線3880~4
FAX 03(3502)5857

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext 3880~4 Fax(03)3502-5857

定価450円 (送料51円)